1983. 3

石巻市史編纂資料　第六集

伊寺水門

（いしのみなと）

石巻市史編纂委員会

石巻市史編纂資料

第 6 集

目　次

1. 宮城県の板碑……佐藤雄一……2
—型式の伝播と初発期板碑を中心にして—

2. 葛西氏系図「高野山葛西坊五大院所蔵葛西氏系図」
中村氏系図「中村達雄氏所蔵中村家譜」……石垣宏……14

3. 和船時代の漁業習俗……鈴木東行……29
—陸前月浦浜—

4 旧北上川下流河川敷の植物について……佐々木豊……56

5. 座談会「市史編さんに関する構想と問題点」……57

宮城県の板碑

―型式の伝播と初発期板碑を中心にして―

佐藤雄一

I

宮城県の板碑が、少数ではあるが、松平定信によって「集古十種」に紹介されてから久しい。この「集古十種」の紹介をのぞいては江戸時代における宮城県の板碑に関する研究は皆無であろう。文明開化の明治に入り、関東地方、特に埼玉県を中心としたいわゆる武蔵型板碑の研究が盛んになり、板碑の源流について、いろいろと論議が重ねられてきた。東北地方の板碑に関する研究も、この流れの中に進んできたのであるが残念ながら、板碑の形式論、あるいは年代の分布状況の把握に重点が置かれ、中世期の遺物である板碑が、中世期の歴史史料として、歴史に重ね合わされる関係からは論ぜられることはあまりなかったのではなかろうか。板碑発生の源流をどこに求めるにせよ、板碑は人間の手によって造立され、文化の伝播によって、もっと直接的に考えるならば、その文化をになっている人間の移動によって日本全国にひろまったといってよい。人間の移動と文化の伝播、この切りはなすことのできない両者の関係は、現代社会におけるマスメディアの発達によって、この両者の関係は分断され、視覚による文化の伝播ということが主流になりつつある。これによって、全国にわたって文化の画一化が進行しているのである。

鎌倉期中頃より隆盛をみた板碑は、いわれるように石造卒塔婆としての意味を失うことなく、全国に分布していき、各地にいろいろの形のものを生み出した。しかし、板碑の研究は地方における形の差異を論ずることも大切であるが、板碑は石製卒塔婆であることの意味は、それ以上に大切なことのように思える。本稿では武蔵型板碑をその祖として発達分布していったと見られる宮城県の板碑について、第1に、その形について、第2に宮城県における初発期板碑について、第3に板碑の内容について、武蔵型板との関連を通して論じてみたいと思う。

II

板碑の源流をどこに求めるかということについては服部清道、千々和実等、先学の議論があるが、ここでは、いわゆる板碑の形の伝播ということに視点をおいて考察することにする。

板碑の祖型と考えられている武蔵型板碑の形は、偏平にして、長方形であり、その頭部は等辺三角形をなし、頭部と身部との間に二条の切り込みがあるとされている。[1] そして、これらの形が板碑の原型的なものと考えられている。[2] この考え方は板碑の源流をどこに求めるにせよ、形を論ずる際には度外視できないものであろう。板碑の形を論ずる際には、ここを出発点として議論が進展しているのである。服部清道氏は、この武蔵型板碑をもって、形式、内容ともによく統一され、あらゆる点において健やかな発達を遂げたものであるとされている。そして、このことを板碑形式論の原点に据えて、各地方の板碑を論ぜられ、下總型板碑は武蔵型板碑のように主として扁平な方形の石材を用い、頭部は武蔵型板碑をうけて三角形をなしているが、方形のものも少なくないとされ、二条の切り込みが無いものが多いとしている。全体としては高さに比して、横ひろがりのものが多いし、下總型板碑に双式板碑型をとるものが多いということの理由をこのへんに求められているようである。[3] また東北型板碑については、東北六県における板碑の形を考察され、各県の特徴をそれぞれ、磐城、岩代の板碑は、板碑というには分厚すぎる感じであり、白河郡山方面のものは、頭部を三角形にして額を前に突き出し、二条線を施し、九州型の板碑に類似性を示しているとしている。宮城県地方の板碑については主として陸前地方の板碑として、その範囲はいわゆる仙台平

野に分布し、中心を登米、桃生、牡鹿の三郡としている。そして、形は概して粗野で、材料の撰択もまた自由であり、特に牡鹿郡（現石巻市中心）を中心に井内石と称する粘板岩質の石材を用いた薄手のものが発達し、その余波は岩代、伊達、信夫両郡地方にも及んでいるとしている。④さらに、その大きさは小は五、六寸より、大は六尺或は一丈に及び、厚さは四、五寸位のものが普通であるし、形態的特徴は、加工を加えない切り出したままの石材を用い、既成板碑の形式にはまったく無関心なることで、このことは大いに注意すべきであると、⑤研究者の関心をうながしている。さらに服部氏は井内石は粘板岩質であるので、比較的加工を施し易いにもかかわらず、殊更に加工せず、原石材の粗野な姿を留めていることは、下總型板碑が岩質の飯岡石を加して、一定形をつくろうと努めているにもかかわらず、平澤産石⑥の板碑がかえって、それを考慮しないと同じように、板碑の概念が形式をともなわずして思想的ないし内容的にのみ輸入伝播せられた結果に基づくもので、⑦清水東四郎氏は、⑧宮城県下一千基の古碑のうち、未だ板碑形のものを見ないといい、この傾向は北上して陸中に入って、ますます露骨になっていくとしている。以上の服部氏の論は大筋において承認さるべきもので、現在でもその価値は失ってはいないと思う。しかし、登米、桃生、牡鹿郡（石巻市が主）に密集しているとされる宮城県の板碑が、概製板碑の形式にまったく無関心で、板碑の概念が形式をともなわないで、思想的ないし内容的にのみ移入伝播されたものなのであろうか。先進地域の文化を受け入れるのに、その形式にこだわらず、思想的、内容的にのみ伝播移入されるものなのであろうか。少なくとも筆者は、文化の移入はまずその形からと考えたい。板碑が頭部三角形、二条線ということが板碑の形における主要な要因であるとするならば、宮城県の板碑にもその痕跡があってもよいのではないかと考えるのである。清水東四郎氏は宮城県内において、明治四十年代ではあるが、頭部三角形、二条線の形の板碑は、これを確認せずといっており、かって松本源七氏によって、武蔵型板碑に近いものが県南に一基確認された報告されたことがあった。しかし、この板碑については現在は不明であるとされる。たしかに、宮城県内における板碑の初発期と観察される文永年間から、建治、弘安年間にいたる板碑には、頭部三角形、二条線の刻まれたものはない。その限りにおいては服部氏の主張は正しいと思う。しかし、筆者は宮城県の板碑に、頭部三角形、二条線の刻されてある、はっきりと二条線の確認できるものをそれぞれ一基ずつ確認することができた。前者は牡鹿半島狐崎小祝浜のある観応二年、[梵字]を主尊とする一尊種子板碑であり、後者は大崎平野の中心、古川市堤根天寿庵の阿弥陀三尊板碑である。

(A)石巻市狐崎小祝浜の一尊種子板碑

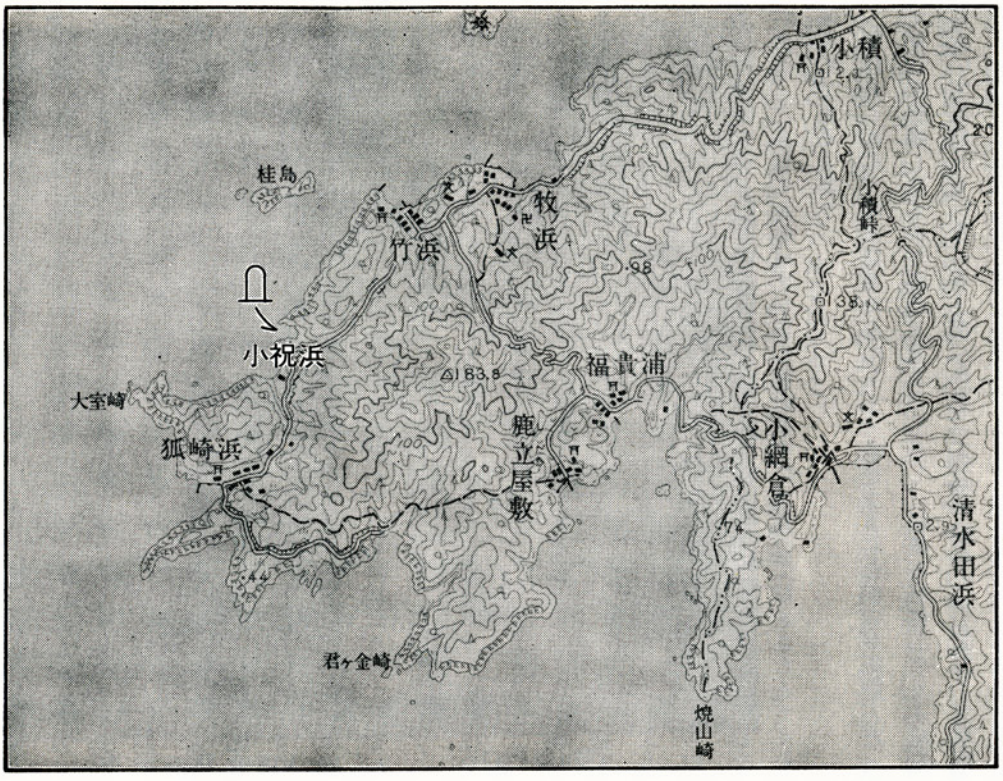

(小　祝　浜)

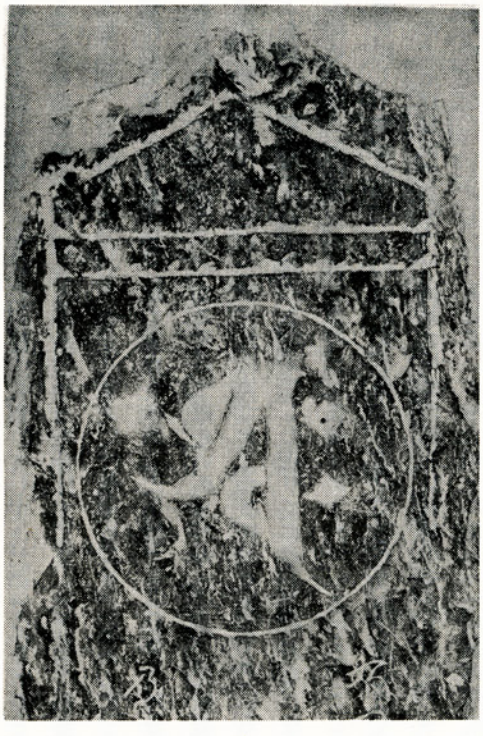

(板碑頭部の部分図)

(板　碑　全　図)

狐崎小祝浜は石巻市ではあるが旧荻浜村であり、石巻市内からは乗用車で三十分もかかり、牡鹿半島部に属する地である。狐崎浜周辺にはスケカリ浜の板碑群をはじめ、小祝浜にもAの板碑のほかに六基の板碑が確認されている。Aは材質は粘板岩、全身一三四㌢、最大幅三十五㌢、慈父一周忌のために観応二年十一月造立、種子は勢至菩薩である。宮城県における板碑の初発期を一応文永九年を最上限に、建治、弘安年間頃とすると、⑨Aの観応二年（北朝、一三五一）の碑は、初発期以来すでに八十年あまり後に造立されたものである。このような武蔵型板碑の原型ともいえる頭部三角形、二条線のある板碑が、この時期になって、しかも宮城県では、板碑の密集地帯とされる登米、桃生郡の地域にではなく、さらに牡鹿郡ここでは（石巻、稲井を中心とした地域をさす）にではなく、石巻からすれば牡鹿半島の避遠の地に造立されているのであろうか。かつては宮城県南に上部三角形、二条線の板碑が確認されたことが報ぜられたことがあったというが、現在はその所在は不明とされ、その拓本すらも本物であるかどうかを検証することができないという。このような状況のもとで、それが武蔵型板碑のように完全に成形されたものではなく、碑面に線刻されたものであるとはいえ、Aの板碑にみられる頭部三角形、二条線の板碑は宮城県の板碑研究に貴重な素材をあたえてくれるものであると思う。

私はたしかに、埼玉県を中心にして大量造立された板碑が原型となって東北に伝播したものであると思う。しかし、板碑が伝播してくる時期において原型ともいうべき上部三角形、二条線が簡単に失われて、主尊種子を中心とした卒塔婆の内容だけが伝わったとは思われないのである。板碑は原型も内容もともに伝わったのであると思う。それが、何らかの理由で上部三角形、二条線の原型が失われてしまったのではないかと思う。その理由をどこに求めるかは適切な推量はできないが、私が調査した桃生郡、牡鹿郡の板碑の内容から考えて、簡単に材質の関係とか、板碑作成の技術の未熟さに、その理由を求めることはできないのではないかと思う。十分、説得力のあるものではないかもしなないが、武蔵型板碑の上部三角形、二条線が潜在的に東北地方の板碑にも伝わっていることを狐崎の観応二年の板碑において示した通りである。それなら、なぜ狐崎の観応二年の碑に上部三角形、二条線が刻されているのか。ここに突然にして原型に近いものが表現されているのであろうか。おそらく、このことは頭部三角形、二条線の原型が新しい板碑の形として伝わったものではなく、もともと、宮城県いや東北地方に伝わった板碑の形式は武蔵型の頭部三角形、二条線の形式と板碑の卒塔婆としての内容がともに分離することなく伝わっていたものと考えられる。しかし、頭部三角形、二条線といった形式ははっきりした形で表現されることはなかったのだと考えるのである。なぜそうなったは解明する手掛りをもたないが、狐崎小祝浜の観応二年の板碑に線刻ではあるが、何らかのきっかけがあって、それが板碑に表現されたものであろう。潜在的に伝わっていたとする所以である。このように考えてると、観応二年の板碑に刻されている頭部三角形、二条線の形式が狐崎の人々の意識の中にあったのだとすれば、板碑の頭三角形・二条線の形式がはっきりとした形で表面に現われることがなくとも、これまで自然石に簡単な加工を施しただけの板碑として規定されていた宮城県の登米、桃生、牡鹿郡の板碑の中で、少なくとも、頭部が三角形に近い形の板碑について、それが意識的に加工されているかを再点検する必要があるのであろう。事実、石巻地方の板碑の中には、

はっきりと頭部を三角形に加工したものと認められるものが多数在在する。板碑の頭部三角形、二条線がはっきりと現われているということで狐崎小祝浜の観応二年の碑を中心にして板碑形式の伝播ということを論じてきたのであるが、これを傍証するものとして、次の(B)古川市堤根天寿庵の弘安二年（一二七九）碑および、(C)石巻市南境妙見八幡神社、元応六年の（一三一九）碑を提示する。

(B)古川市堤根天寿庵、弘安二年阿弥陀三尊板碑

（頭部前部分図）

（全体図）

この板碑は、後述するように宮城県の板碑の初発期のもので、頭部は狐崎小祝浜の線刻とちがってほぼ三角形に調整されており、二条線ははっきりと刻されている。材質は砂岩（粘板岩質）であり、全体として厚

(C) 石巻市南境妙見、八幡神社、元応六年碑

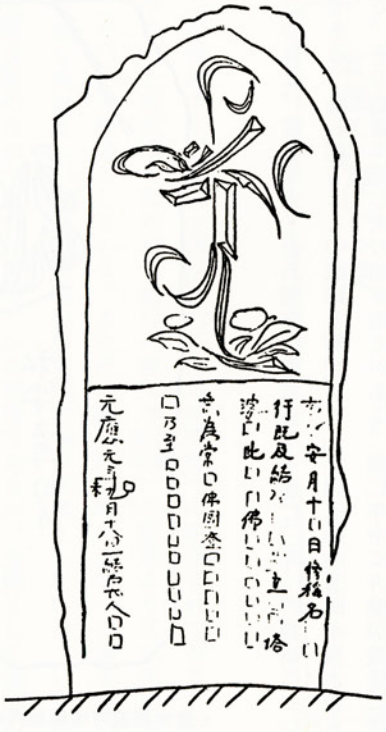

みのある板碑である。

この板碑の頭部の区画線は、武蔵型板碑の頭部之留形に通じるものがあるのではないだろうか。この碑の頭部全体が区画線に合わせて調整されているのを観察することができる。

以上、(A)、(B)、(C)の三基の観察から、通常、東北型板碑として、その形態が部厚く、自然石に近いものが多く、頭部にある額部の張り出しが著しく高いものとする小沢国平氏の説明はもちろん、服部清道氏のいう東北地方の多くの板碑が頭部の加工なき、又面部の加工なき自然石そのままを用いたるは、材石の関係もあり、地方文化のもつ特質でもあろうが、一つには板碑造立の思想を移入する際に、その形式を知らずして単にその表面的な様式と信仰実質のみを移入したとする論は、少なくとも宮

城県の板碑に関しては再検討を加えられるべきもののように思われる。

Ⅲ

宮城県における板碑の初発期を何時の時期に求められるであろうか。現在、全国で最古の板碑は埼玉県大里郡江南村所在の嘉禄三年（一二二五）の阿弥陀三尊画（図）像板碑であることはよく知られている。宮城県の最古の板碑については種々の意見があるところであるが、県内板碑の初発期は文永九年に上限を求めることができると思う。しかし、諸種の記録によると、建久、建仁、建保、貞応年間に求める記述がある。もし、これらの記述が正しいとするならば全国最古の板碑が宮城県内に存することになる。はたしてそうであろうか。

宮城県主要文化財ガイド74・迫町の項に「佐沼城中の板碑」として次のような記述がある。すなわち、「佐沼直信は文治五年八月十一日、柴田郡韮山の戦で戦死した。板碑に書かれてある梵字（キリーク）は阿弥陀如来を現わし、三回忌の佛事を執行する佛菩薩なので、建久二年八月十一日建立したものと推察される。」と。また、佐沼城跡にある同板碑の標柱説明には「建久年間（一一九〇～一一九九）に建てられた供養碑と伝えられ、県内最古のもの、梵字でキリーク（阿弥陀如来が刻まれている。他の文字は不明」と。この両者の記述に共通するものは、建久年間の造立であり、種子はキリークであるという二点である。前者は建久二年八月十一日造立と年代を明記しているが、佐沼城跡の標柱は建久年間とのみ記している。しかし、この佐沼城跡の板碑は宮城県史・金石篇にはすでに「弘安元年十一月四日」と記年銘を記し、種子はキリーク、「右志□　□往生□」等の文字の見えることを記している。筆者が現地において拓本をとって得たこの板碑の内容は次のようなものであった。板碑の全長（地上）九十三糎、最大幅三十糎、厚さ十糎、石材は粘板岩、表面は平らにするために調整されているようにみえる。種子はやはりキリークで、「弘安元年十一月□」と読みとれ、県史、金石篇にある、「右志□、□往生□」等の文字は読みとれなかった。このように佐沼城跡の板碑についての宮城県主要文化財ガイド74及び佐沼城跡の標柱説明は明らかに誤りであって、むしろ、県史・金石等の記述が正しいことになる。どのような事情で、建久年間造立の板碑になったのであろうか。

・登米郡迫町佐沼城内の板碑拓本

二つ目は、宮城県史・金石篇古川市宮袋の「建仁□年」の板碑についてである。金石篇ではこの板碑を解説して「本碑は県内遺碑中最古のもので、その造営に関し次の如き伝えがある。建仁年中に弁慶が義経に従い此地を通過の折、祭壇を設け、怨敵の梶原家降伏の祈禱をし、建碑して自ら刻銘したという。」と。建仁年間は頼朝の奥州征伐からほど遠からぬ時期であるので、弁慶、義経の伝説と併せて興味をそそるものがあるが、現在、この碑はその所在が不明であるという。実物に当って確か

めることはできないが、おそらく建仁の記年銘は誤りではなかろうか。

三つ目は、河北町地区文化財保護委員会編「ふるさとの文化財」古碑の部の「建保の碑」である。同書の説明文には「広幡八幡境内に立つ。碑面に建保四年（一二一六）十月一日とある。五十五人部落は仙台藩になってから開拓された鉄砲足軽部落である。従ってこの碑も後年どこからか運ばれてここにおかれたものとみられる。そのことは境内に現存するその他の二、三の古碑からもそれが推定できる。この碑も真偽不明と言わねばならない」として、一応疑のある碑としている。この碑については「河北町誌(上)河北町の板碑」の著者山内栄一氏はこれを偽碑となされているが、その理由は述べられていない。しかし、筆者が拓本によって調査した結果によれば、この碑の紀年銘は享保四年とあいたものを享の字に後から手を加えて建にみせかけたものであることがわかった。さらにこの碑は板碑ではなく庚申供養か観音講の碑であって、下段に三十数名の女性名が刻されている。

つぎは川古市極楽寺蔵の「貞応の碑」であるが、これも「正応の紀年銘の「正」のところに後刻のあとが認められるもので、この板碑は「正応四年」の紀年銘をもった後代のものであることが判明した。

こうして、県内で年代的に古いと観察される板碑を再調査してみるとその所在が不明であったり、後刻による記念銘の改ざんであることが判明している。そうすれば、宮城県内における板碑の発生時期は何時であろうか。県内における板碑の初発期は何時頃であったろうかということである。桃生郡河北町三輪田の高徳院（現在無住）の須弥檀のかたわらに図(1)のような板碑がある。

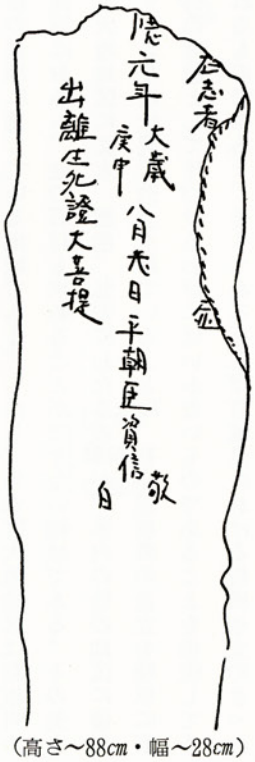

（高さ～88cm・幅～28cm）

この板碑はすでに桃生郡誌（大正十二年発行）に紹介されており、その中で、上部欠落のため紀年銘の「應元年大歳庚申」の記述より文応元年（一二六〇）の板碑としている。また河北誌「河北町の板碑」の著者山内栄一氏も同様に「大歳庚申」の記述から文応元年の板碑としている。いずれも上部欠落のため干支の「庚申」から判定であるが、全体として後刻のあとも認められないので、いまのところこの板碑が宮城県最古の板碑であるとして差し支えないように思える。

この文応元年の板碑を最古とする宮城県の初発期板碑の情況はどうであろうか。ここでは初発期の時期を文応元年（一二六〇）を上限に、文永、建治、弘安年間にいたる約三十年間として観察してみると表(1)のようになる。さらに、この表を現行市町村区分図に図示してみると図(2)のようになる。河北町の文応元年の碑を別格として、宮城県の板碑は、文永九年ないしは文永十年を上限として、太平洋沿岸部に集中的に造立されているようである。文永年間の板碑を大きくまとめてみると、県南部は仙台市、名取市を中心とし、県北部は矢本町、河北町、石巻市に集中しいる。これら文永年間の板碑造立の地域のうち、矢本町の四基は注目

（表１）

宮城県における初発期板碑

年代／地域	文応	文永	建治	弘安
角田市				1
名取市		2	3	11
仙台市		3	5	7
多賀城市				3
塩釜市				1
利府町				1
富谷町				1
大和町				1
松島町		1	1	5
鳴瀬町		1	1	1
矢本町		4	7	4
河南町				2
桃生町				1
河北町	1	1	3	10
雄勝町				2
女川町			1	
石巻市		2	1	18
南郷町				1
小牛田町				2
松山町			1	
古川市			1	1
岩出山町				1
高清水町				1
米山町				1
南方町			1	1
迫町				2
中田町				2
	1	14	24	81

宮城県史金石篇を中心に各市町村史を参照

に値するものであろう。これら四基はいずれも矢本町大塩地区に造立されており、文永十年八月彼岸七番の紀年銘をもつ石[illegible]の組合せをもつ種子、清泰寺の五仏（[illegible]）にみられる内容の豊富さは、仙台市殿橋の文永十年の碑とともに初発期板碑の考察に一つの方向を示唆してくれるものであろう。初発期の時期を文永年間から弘安年間に幅を広げて考察してみよう。その密集地を市町村別に観察すると、石巻市、矢本町、河北町、仙台市、名取市の各市町になる。文永年間に限定して考察した結果と同じ地域ということになる。なぜ、この地域に初発期の板碑が集中しているのであろうか。石巻市は粘板岩の産するところであるので石材の関係と結びつけることが多い。また、河北町においては石巻市のように石材が多量に採掘された様子はないが、地層としては十分に粘板岩の採掘に適している地域である。しかし、矢本町大塩地区は粘板岩の採掘はおろか、他の石材も求めることができない地域である。その矢本町大塩地区に文永、建治、弘安にわたる板碑が、県内の他の地区に優先するような状況で造立されていることは、初発期板碑の造立を簡単に石材の問題として片づけるわけにはいかないものであることを示唆してくれるものであろう。そうであるならば宮城県における板碑造立のきっかけを何に求めたらよいであろうか。

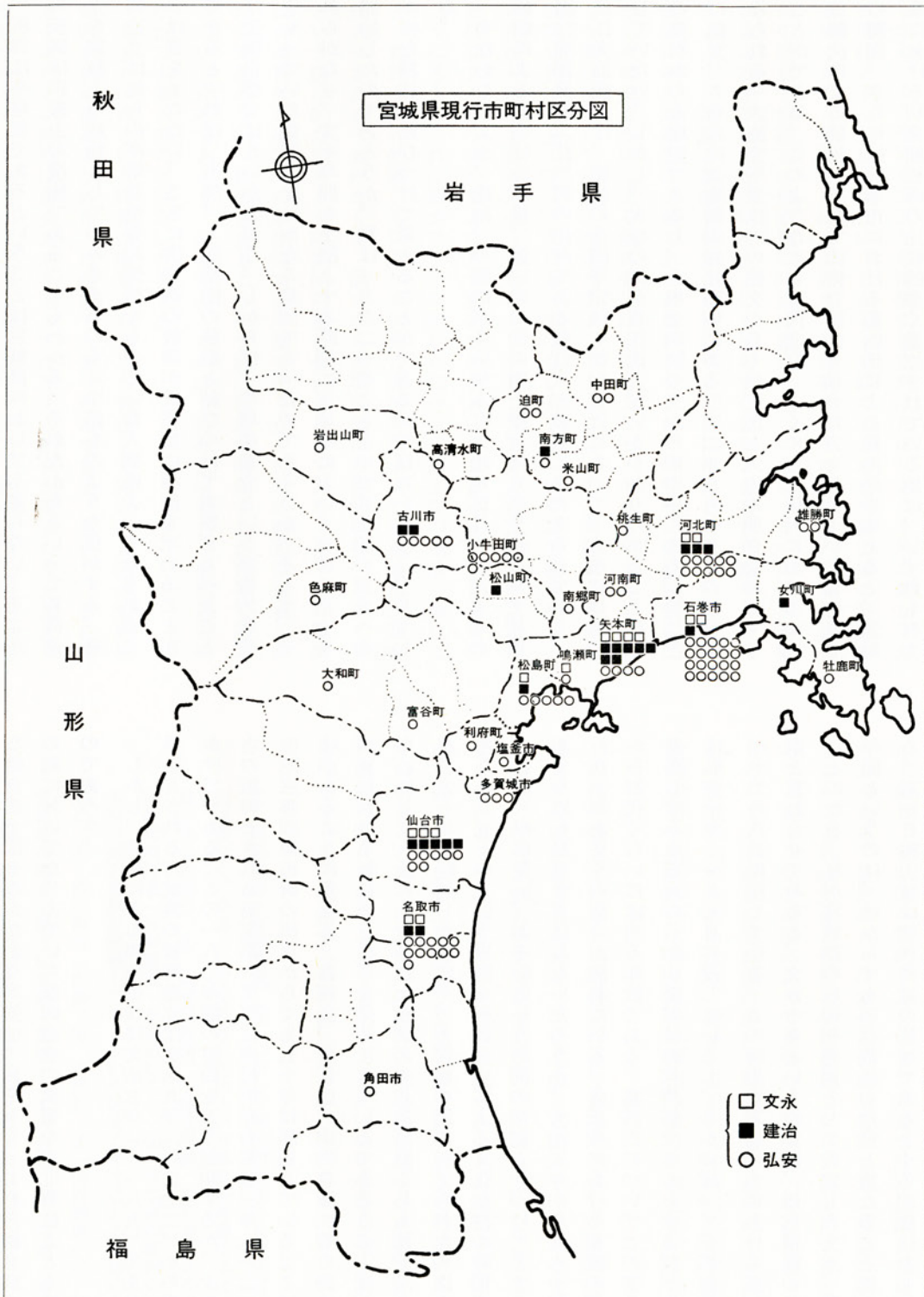

宮城県における初発期板碑分布図

板碑は卒塔婆であるということは宮城県においても変らない。そこから板碑は宗教上の遺物であることもわかる。それだからといって板碑造立を宗教上の産物としてのみ考えるのも片手落ちのような気がする。板碑造立は何らの卒塔婆供養の知識をもっていた人間によってなされたことは言をまたない。ことに宮城県の板碑が武蔵型に源流を求めることができるとすれば、当然、人間集団の移動と結びつけて考察さるべきことは至極自然ではないかと思う。しからば、卒塔婆造立という宗教的教養をもっていた集団とはいかなる集団であったのであろうか。そして、それらがなぜ、文永年間を上限とする時期に宮城県において板碑の造立を開始したのであろうか。私は、この二つのことを中世武士団の東北への本格な移住と結びつけて考えることができるのではないかと考えている。

すなわち、文永、建治、の板碑が多い矢本町大塩地区は、文治五年の頼朝による奥羽征伐の後、後三年の役の勇士鎌倉権五郎景政の孫で相模国三浦郡長柄（江）村の出身である長江太郎義景にあたえられている。長江太郎義景は、頼朝の全国平定後も彼の側近にあって、大塩には移住していない。しかし、大塩の地が長江氏と深いかかわりのあることは他の史料からも確定できるし、大塩澗洞院の文永の碑の中にある「長江之」の銘文、さらには大塩新山神社囲いにある弘安二年八月十五日の板碑にみられる「大施主平景氏」の銘文からも長江氏と大塩の関係を推察することができる。このようなことは河北町、とくに旧二俣村における山内首藤氏による統治、そして山内首藤氏と仙台地方を治めていた留守氏との関係、さらには石巻市における葛西氏による統治等を考えると、宮城県における初発期板碑の比較的多く造立されている地は、いずれも有力な鎌倉武士団とのかかわりが強い。おそらく、これら鎌倉武士団が関東の地においてなじんでいた板碑造立の風習を東北移住とともに伝えたものであろう。

しかし、頼朝による奥羽征伐は文治五年（一一八九）であり、比較的早いとされる宮城県の板碑造立は文永九年（一二七二）から文永十年にかけてである。この一八〇年間の空白をどう説明するか。少なくとも最古の板碑とされる埼玉県大里郡江南村所在の嘉禄三年（一二二五）の阿弥陀三尊画像板碑の出現からでも五十年は経過していることは重要な意味があるように思える。葛西氏、長江氏、山内首藤氏等の鎌倉武士団は関東における板碑造立に手を染めてきているであろうことは、埼玉県を中心にして大量に造立された板碑の年代的考察からも推定できる。それが、五十年も経過した後にやっと宮城の地に伝えられたのはなぜなのだろうか。五十年という期間を板碑造立による文化伝播の時間であると考えれば、単に早い、おそいという時間の問題と片づけてしまうことは、あまりにも早急すぎはしないだろうか。文治五年から文永十年までには百八十年あまりの歳月が流れている。各氏族における相続の代数も三代から四代ぐらいには当る年数である。葛西氏についてこの百八十年間を考察してみる石巻の日和山築城は四代清経であるとする説がある。清経は弘安十年十一月七日に没しているし、さかのぼって三代清時は文永七年十二月八日に没している。この時期を石巻地方における板碑造立の時期と重ね合せてみると、文永十年という時期は、四代清経の治世ということになる。私が宮城県の板碑初発期として設定した文永、建治、弘安年間というのは、はからずも四代清経の治世と重なることになるのである。石巻日和山城は初代清重の築城であるとする記録はたしかに多い。

しかし、その事実を側面から補強する史料はとぼしい。それに対して四代清経とする記録は少ない。しかし、清経による石巻日和山城の築城が事実であるとするならば、これまでの考察のように宮城県内の初発期板碑の造立と清経石巻城築城の時期は重なることになる。このように清経による石巻城築城を板碑造立という他の文化現象と合せて考察することによって、清経の事蹟を側面から補強することになると思う。石巻城の築城は単に軍事的に必要であったということだけでなく、先祖供養のための板碑造立がはじまる程に領内は安定した状況になっていたということを意味するのではないだろうか。このことによって、清経による石巻城築城説は完全に説明できたわけではないし、ましてや石巻城そのものの存在が確定されたわけでもない。しかし、このような事象がある程度、板碑造立という事実をふまえて説明できるということは重大なことのように思う。これは鎌倉武士団が所領の細分化、領主間の相論の激化など、地頭支配の危機ともいうべき困難な事態をむかえて所領支配を現地住人にまかせておけなくて、鎌倉から奥羽の地に本格的に移住してくる⑩という政治的な動きとも時期的に重ね合わさるのである。よって、葛西氏の本格的な奥羽への移住は文永年間をそう遠くはない時期に達成されたのであろうし、板碑造立もこういう政治現象に随伴するかたちで広まっていったのであろう。おそらく、このような状況は仙台、名取地方の状況でもあったのではないだろうか。

文永十年代という時期は関東から奥羽に移住して来た鎌倉団が着実に領内を治め得るようになった時期でもあったのである。しかし、この文永十年代という時期は鎌倉幕府にとっては元との関係が緊迫の度を加え、文永十一年十一月五日には元軍（蒙古兵）、三万、船舶九〇〇艘が対島に来襲し、宗助国が戦死するという、非常事態に見舞われた時期であったのである。後世の人々は鎌倉期の板碑を称して「蒙古の碑」と唱えているが、これは文永、弘安の役に仮託したいい伝えにすぎないものであろう。文永、弘安の役によって大勢の人達が尊い生命を失ったといってもそのことが直ちに宮城県における板碑造立と結びつくとは考えられない。宮城県内における文永、建治、弘安年の板碑造立の気運は、領内の政治状勢と結びつけて考える方が隠当のように思える。

Ⅳ

板碑の造立はたしかに宗教的行事である。しかし、そのことの行われ得る社会情勢と重ね合わせて考えることによって、そのことが、なぜ、その時期に行なわれたかを説明することができるように思う。いままで、歴史史料としてはあまりかえりみられなかった板碑の造立という宗教行事を通して、当時の社会情勢を側面から考察したのが、この小論である。その結果として、葛西氏の奥羽への本格的移住とは三代清時ないしは四代清経の時代であると思えるし、それによって文永年間からの板碑造立もはじまったと推察するのである。

① 服部清道・板碑概説　② しかし、年代的に古いものほど、上部三角形は少なく、全体として長方形に近いという事実を考慮すると、一考の余地があると思う。③ 武蔵型板碑、下總型板碑、東北型以外の形については服部清道著「板碑概説」を参照のこと。④ 宮城県の板碑の形が、福島県沿岸部の板碑に影響しているという考え方はすこぶる興味のあることである。⑤ 傍点筆者（佐藤）⑥ 平沢石　⑦ 傍点筆者　⑧ 清水東四郎 宮城県の板碑文献目録参照―宮城いしぶみ会―　⑨ 後述　⑩「中世奥羽の世界」所収、入間田宣夫・鎌倉幕府と奥羽両国参照

葛西氏系図「高野山葛西坊五大院所蔵葛西氏系図」
中村氏系図「中村達雄氏所蔵　中村家譜」

石垣宏

葛西氏の研究は、諸先学によって詳細に研究されて発表されている。さらに葛西氏の系図についても『岩手県史』『宮城県史』『石巻市史』等にも詳細に記され研究されている。葛西氏系図には『岩手県史』によると次のように分類している。（岩手県史二巻「葛西氏系図の三類型」）

第一類　奥州葛西記　葛西盛衰記
第二類　仙台葛西家系図、登米龍源寺系図　葛西真記録
第三類　盛岡葛西家系図、飯野川源光寺牌名、高野山葛西坊系図

中世史についても、特に葛西氏についての研究も全くしていないためにここに史料として紹介するしかないが、市図書館の橋本晶先生に拝借した「高野山葛西坊系図」を読んだので載せていただくことにしたわけである。

この「高野山系図」によると、初代清重の所には、文治五年九月陸奥国留守所に任ぜられ、伊澤、磐井、江刺、登米、桃生、牡鹿、本吉の諸郡を与えられ、平泉に居住し、建久五年四月に登米郡寺池邑に移り住んだとある。二代目の朝清は、清重の六男で、建保四年に家督を相続して陸奥国留守所に任ぜられている。最後の晴信の所には、天正十八年十一月、秀吉の小田原参陣への遅参を理由に所領を没収され、晴信は加賀前田利家に預けられて慶長二年四月十九日に加賀国で没したとある。晴信の最期については、自刃、殺害、生存の三説があり、生存説としてはこの系図と、「葛西真記録」「気仙郡熊谷豊後守宛書簡」（石巻市史一巻）に見られる。なお、この系図は、初代清重の次に、六男の朝清が家督をついでいるが、長男から五男までの者でなく六男がついだとあり、庶子の系図ではと推測されるのであるが如何。他の資・史料をもとに詳細な検討、考察はできなかったが、史料紹介としておきたい。

「中村家譜」は、東京に居住されている中村達雄氏所蔵の文書で、中村氏がかつて石巻に来られて橋本先生にいろ〳〵たずねられ、その後自宅の資料整理中に、先祖の中村庄右衛門に関する文書を見つけられた。それをコピーして橋本先生に送られたのを拝借して読んだものである。

中村庄右衛門については安永二年の「牡鹿郡陸方門脇村品替之御百姓書出」（宮城県史26風土記）にあるのみで、他に史料はなく明確ではなかったが、この家譜によりさらに明確になった部分が多く見られる。

「中村家譜」によると、寛延四年に忠山公の代、先祖の功績が認められて、四代目定茂の時に「中村」の姓を称するのを許されている。中村家は、庄右衛門定春を祖とし、明石の人で、寛永十三年貞山公政宗に桃生郡糖塚に於いて謁見を許された。伊達政宗は、寛永十三年、七十才の時正月十九日御鹿猟として桃生郡横川、名振へ出かけているが（『貞山公治家記録』巻之三十九上）、その折正月二十八日須江村糖塚で謁見を許され、御座船棟梁兼船横目棟梁を命ぜられ、四月に五両、六人扶持を与えられている。定春は最初湊邑大河岸に居住したが、仙台藩で米蔵設置のために寛文六年田町に敷地を賜り、のち延宝六年宅地を購入して門脇邑中町に居住したとある。義山公の初めに御座船「鳳凰丸」を、寛文三年肯山公の初め「孔雀丸」、寛文九年練習船「小鷹丸」を建造している。さらに寛文十一年「水取船」を造っているが、これは海岸と御座船を連絡する船と見られるが、御座船は通常松島におかれていた。庄右衛門定春が来る前には「四板船」といって米四百俵を積む船で米を運んでいたが、定春と彼をしたって諸国より集まった船大工により、以後大船が作られるようになったといわれる。これもまた政宗の江戸廻米政策と合致するものである。造船地は北上川河口近くの現在の中瀬の上流にあ

った上仲瀬とされており、これは石巻の絵図にみられる。定春は、寛文十一年六十九才でなくなり、湊多福院に葬られた。現在定春の墓碑が多福院本堂の左側に立っている。定春ののち、幕末まで御座船孔雀丸、鳳凰丸、小鷹丸が何回か造り替えられている。孔雀丸、鳳凰丸の船型、大きさ等は、設計図がないために解明されていないが、「外部は黒漆塗りの千石船で五十ちょうろで漕ぐ大船だった」とされている。御座船の船名額は、孔雀丸は松島瑞巌寺に、鳳凰丸は塩釜神社に所蔵されている。「二枚の額はいずれもタテ七二・五センチ、ヨコ一一一・五センチのケヤキ材に幕府の書家佐々木玄竜の筆で船名が書きこまれ、刻印がある。周囲が雲竜と波の彫刻で飾られ、いずれも極彩色で部分的に金泥が塗られており、船玉（船名板）ではなく藩主の居間の欄間に掲げられていた額で、孔雀丸の額の裏面に、明治二十九年に佐沢広胖らが納めた」という。（サンケイ新聞56・4・15）。小鷹丸の船名額は発見されていない。

次に「門脇村品替之御百姓書出」と「中村家譜」より七代までの名を記しておく。

〈牡鹿郡陸方門脇村品替之御百姓書出〉　〈中村家譜〉

①中村庄右衛門（初助太郎）
御座舟棟梁ゟ御舟横目大工棟梁役
寛永十三年～寛文十一年

②中村庄右衛門（初三之丞）
寛文十一年～元禄十年

③中村庄右衛門（初孫右衛門）
元禄七年～享保十六年

①中村庄右衛門（助太郎）定春
寛文十一年九月十四日没69才
法名　十干宗哲

②中村庄右衛門（三之丞）勝行
元禄十年九月十四日没　54才
法名　元三利光

③中村庄右衛門（孫右衛門）勝房
享保十八年七月二日没　72才
法名　法潾恵空

④中村庄右衛門（初長兵衛）
正徳二年～明和三年

⑤中村惣兵衛

⑥中村助太郎

⑦中村長兵衛

④中村庄右衛門（長兵衛）定茂
明和三年三月廿五日没　74才
法名　鴛得法船

⑤中村惣兵衛　定盈
宝暦九年八月廿四日没　38才
法名　鷲林恵峯

⑥中村助太郎定好
明和七年六月廿二日没　28才
法名　泰安儀公

⑦中村長兵衛定陳

覚

一、米　千九百五拾俵　　石巻半右衛門　拾六人乗
　但壱俵ニ付四斗三升入　　船頭　孫右衛門　免石粮米共
一、薤包樽荷　六箇　　味噌入
一、菰包物　三箇　　賄物入
一、松長弐間弐寸五歩角百八本
右之通南部慶次郎江戸台所穀為差登申候海上通御手形御出可被下候
以上

天明八年正月六日

西野助右衛門
川村多右衛門

（中村家文書）

中村家譜

中村　寛延四年七月廿九日、忠山公ノ之世嘉由先祖之功ヲ許ス永ク称氏此レ則第四世ノ孫庄右衛門定茂時也　姓ハ源不知其先以庄右衛門　初称助太郎　定春為祖其ノ裔為船棟梁　兼船横目　又船大工棟梁　給金五両

廩穴口　今住牡鹿郡門脇邑中町　元祖定春住本郡湊邑大河岸　寛文六年宜山公初會造官廩十一月賜地於同邑田町　以移延宝六年六月私買其宅以移今之地　定春播州明石之人也　貞山公末寛永十二年某月定春在江戸日梅津仁右衛門某語云　汝来我藩官可以挙　是歳十二月老臣佐々若狭元綱附與篠(笹か)町新左衛門元清書於定春以来于仙臺　明年正月廿八日元清呼定春名乃奉謁　公于桃生郡糖塚邑　是歳四月十七日賜五両六口　挙座船　公所乗者謂之座船　棟梁　兼船横目船大工棟梁如今　老臣奥山大学常良佐々若狭元綱署名貼印公案今歳于家　十六年七月　義山公初造鳳凰丸　舟名亦　公所乗者如孔雀丸小鷹丸皆黙丸者日本命楼船之通称　己成山口内記重如篠(笹)町新左衛門元清列座報命ゐ賞賜小袖　著緊衣謂之小袖　一襲金一両米二俵　且奉謁　公于松嶋　在宮城郡　仮館之白洲　階前之地謂之白洲　此日寄定春於山口篠(笹)町両家以命善遇之定春陪従自松島至遠島　牡鹿郡内在海濱之地方言謂之遠島　之船中　寛文三年四月　肯山公初造孔雀丸　己城賞賜練緒一匹金一両米二俵　九年某月造小鷹丸　十一年四月造水取船　載器用及庖厨具者座船渡海之間用之此船常蔵于松島　二艘初無輸穀舟　但用四板船（舟名）積四百俵許者　耳定春相謀自造其舟大為用云　又無舟工　定春旁求諸国以備矣自此造船之用足矣　定春居職凡三十六年　寛文十一年九月十四日没年六十九　法名十干宗哲葬于日輪山多福院　至第二世庄右衛門勝行倶葬此寺　寺則在湊邑　曹洞来乃出自本邑伊原山法山寺　初号月光山日輪寺　不詳何僧所創也　以盛岩和尚

為中興祖　元亀元年八月改為今号　寺内有　吉野先帝碑　世々為之牌所

定春子庄右衛門　初称三之亟　勝行　延宝元年十一月　肯山公時改造鳳

凰丸　賞賜方金二片米二俵　津奉行赤井三郎左衛門某為始浮此船　之式

慶賜方金二片　二年十月造小鸞丸　寛保三年六月　獅山公末止改造之因

今廃　貞享元年七月改造孔雀丸　恩賜如前　始浮之日賞賜方金二片　元

禄四年六月造浮河之座船　勝行居職凡二十七年　元禄十年九月十四日没

年五十四　法名元三利光　勝行子庄右衛門　初称孫右衛門　勝房在游倅

日　自元禄七年至十年　命本役並　如本職専奉事者　以奉事代父之後

宝永五年某月　獅山公初造游艇　謂近運積物之小船　土俗今作艃字不審

於松島　正徳二年某月改造水取船二艘　四年四月改造小鷹丸　先是　元

禄十六年某月　肯山公末積穀舟遭暴風　漂着相馬之濱　官遣勝房干其地

以為裁断　勝房居職　凡三十八年　享保十八年七月二日没　年七十二

法名　浜潾恵空葬干本邑姥懐者　自此以下皆葬此地　勝房子庄右衛門

初称長兵衛　定茂在游倅日　自正徳二年至享保三年　奉官事　猶父既代

之後　享保十七年六月　獅子公末改造孔雀丸　公使設其形象以致所思時

遭財用之　定茂曲謀以省冗費　如塗飾或用銅鉄者皆従定茂之所謀是以減

其所費過半矣　為之屡来府下乃審其所形象以奉問之已成　是月又改造游

艇干松島　慶賜方金一片米一俵　是歳七月九日　公自大代　在宮城郡

赴松島海上始乗此船　屡回視以賞其所造之嘉乃賜謁干松島着船之地云

元文元年七月改造鳳凰丸　恩賜奉謁如前　二年七月改造浮河之座船　先

是惟樸質未為之飾　至此命如鳳凰丸孔雀両船華粧之　其所為皆従定茂所

謀已成賞賜方金一片　是歳七月　忠山公為世子　時自石巻　在牡鹿郡然

併門脇之築日石巻　赴追波濱　在本吉郡　河上従事船中　且賜謁石巻出

船之地矣　三年九月　獅山公猟網地濱　亦在牡鹿郡　時従渡海事　且賜

謁石巻　延享二年五月　忠山公初會琉球船為暴風漂着長渡濱　亦在牡鹿郡　定茂至小渕浦　亦在牡鹿郡給分濱　乃寓舟之地也　以監其船　官為之許称氏佩刀衣帛　官法不得農工商用此三者　接外国人特許之　乃擇舟工十数人於石巻以補其所損傷舟具之不足者惟新作之　為善用心特減其費薩侯謝賜方金二片　琉球国薩侯所制　因然又命裁省封内海造官船間　其所費　於是有其造船則必就之　且擇工人以相従大者無論至如舟具之細者皆察察之　凡舟経年或損傷者初以完舟鶯之加其所易者於新造之用云　定茂議之解旧舟以分折之　惟賞板材如釘或鎖等則去　鏽以用乃不求新賞之為之自享保七年至明和三年　四十五年間所裁省　金五百四十四両三歩余也　後来皆従此法　因為永世之益最多　宝暦十二年八月廿七日　今公初称述自幼至老之積労以賜方金五片　居職凡五十五年　明和三年三月廿五日没　年七十四　法名鴛得法船　自元祖庄右衛門定春至曽孫庄右衛門定茂　四世相續善居其業併游倅就職者百五十六年于此矣　官長嘉之命録其勤功以達于官府於是是歳正月條疏以告惜乎不幸無賞　定茂子惣兵衛定盈寛保元年三月　獅山公末游倅試選以奉官事　延享二年十月　忠山公初命本役並　居職僅十四年　宝暦九年八月廿四日没　年三十八　法名鷲林恵峯　於是定茂立嫡孫為嗣称之助太郎定好　宝暦九年十一月　今公初游倅試選十二年十一月命本役並代祖父　後明和三年有改造孔雀丸之命　漸設材木及諸具以供其用　五年于此矣未成　七年閏六月廿二日不幸早世　年廿八　法名泰安儀公　無子立弟為嗣　称之長兵衛定陳　明和九年七月孔雀丸成慶賜方金一片米一俵　安永二年閏三月八日　公自塩竈　在宮城郡至松島　海上浮孔雀丸　於是賜謁松島着船之地矣　以自先祖相續奉棟梁職　邦君毎至石巻濱必命奉謁云　然及定陳承家則未一至石巻是以姑闕前例　自相馬界至南部界海濱有積官穀者　必就其地以観察之　嘗有　将軍

家輸送四方之米　會官船往来其地　亦就ヲ監之卒所属之上　封内造船之
工凡二百七十人余　皆受棟梁之制官法如工商従其所需各納官銭　然舟工
自古特許之　十数人　乃従其所損傷以修補之已成積穀ヲ発　此時與券約
於手代　属代官以行事者謂之手代　将軍家除封国外各置代官以治其地
如輸米則遣手代於其海濱以指使之　云　不惟掌造官船如此類棟梁職皆所
嘗與也　是以自先祖世受置鄭券以自由其所之焉

論曰有先祖賤ヲ子孫貴者　有子孫賤ヲ先祖貴者　蓋不可以先祖之賤ヲ
矜子孫之貴也　不可以子孫之貴ヲ恥先祖之賤也　惟在報本ヲ己大人固尓
小人不可不以知之矣　農則農其農　工則工其工　商則商其商ヲ可以報本
也　非有報本之心何成貽謀之業

贊曰　父祖之徳孫子百世無貴無賤有譜有系謹舊追遠以享以祭不辱其先

長保後裔

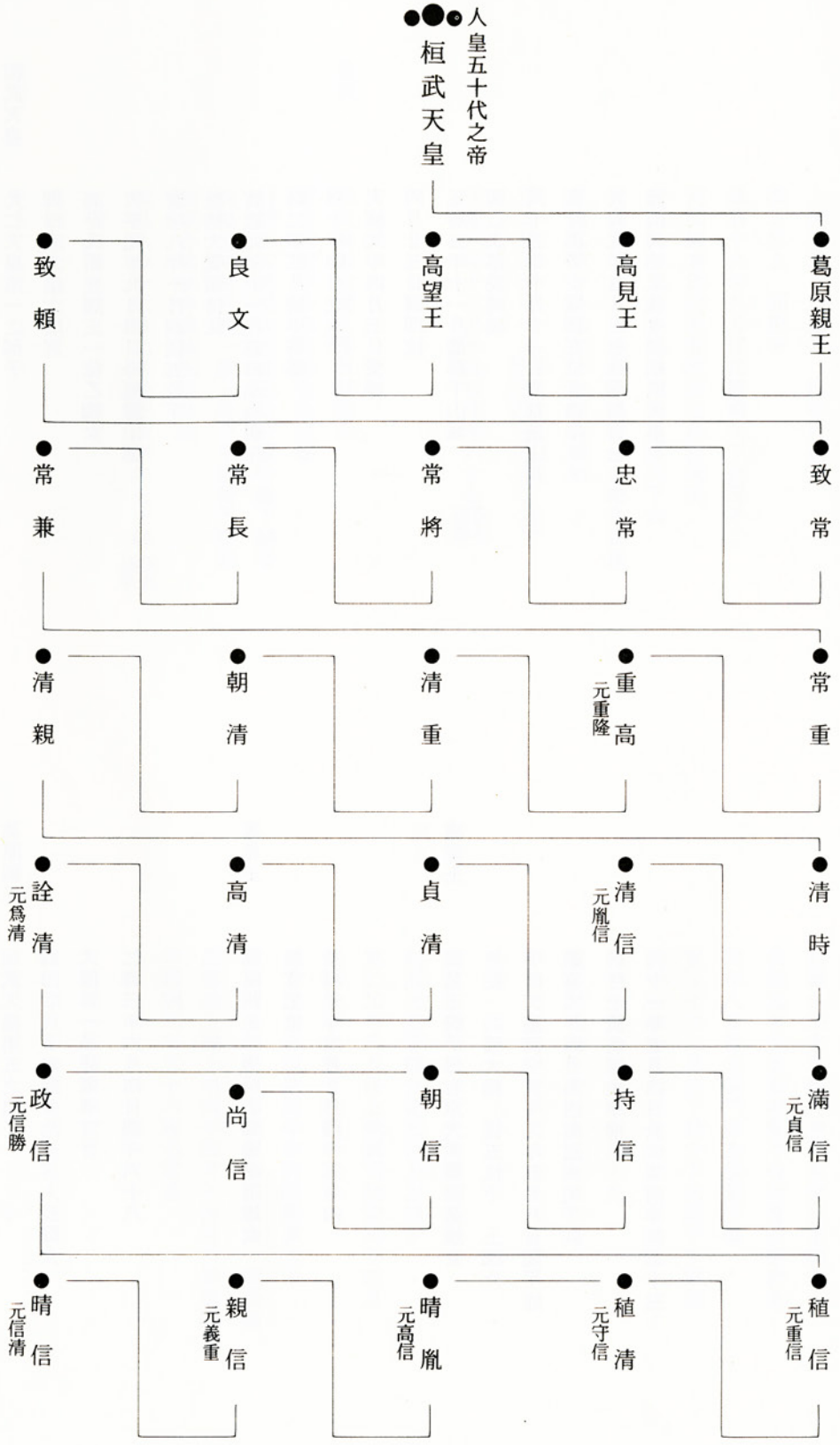
桓武天皇
五十代之帝
葛原親王
高見王
高望王
良文
致頼
致常
忠常
常将
常長
常兼
常重
重高
元重隆
清重
朝清
清親
清時
清信
元胤信
貞清
高清
詮清
元爲清
満信
元貞信
持信
朝信
尚信
政信
元信勝
植信
元重信
植清
元守信
晴胤
元高信
親信
元義重
晴信
元信清

桓武天皇

光仁天皇第一之御子
御母后大皇大后宮
高野氏新笠贈正一位乙繼女
天平元年九月四日降誕諱山部
寶字八年十月叙從五位下
被補大覺頭侍從
寶龜元年十一月叙四品為親王
同二年三月補中務卿
同十年四月立太子
天應元年四月三日受禪
同月廿五日御即位
延暦三年十一月遷都千山城
國乙訓郡長岡城
同十三年十月廿一日遷都於山列
葛野郡平安城御在位廿四年
大同元年三月十七日崩御壽七十
葬山列柏原陸攺號柏原天皇

葛原親王

桓武天皇第五之皇子
御母后負子參議多治比真人長野女
式部卿一品賜輦車宣旨
仁壽三年六月四日薨年六十八

高見王

葛原親王二男母參議藤原道雄女
無官无位
兼和十年二月廿日薨年三十四

高望王

高見王嫡子母右京大夫藤原是雄女
侍從　兵部大輔　從五位下　上總介
宇田天皇御宇寛平元年五月八日賜平姓
延喜二年四月為西海道國司下向
居住于筑前國太宰府
同十一年五月四日於太宰府卒年七十三

良文

高望王五男母中宮亮藤原範世女
上總五郎　右馬介　鎮守府將軍
從五位上　相摸守
延喜十九年八月任相模國司下向居子
同國鎌倉郡村岡莊故回以為村岡氏
天慶五年三月為鎮守府將軍奥列下向
天暦元年九月依無嗣子以舍兄上總介良兼
長男武藏守公雅三子致頼為繼嗣
家之紋旗赤地七星是月日生出幕無紋水色
天暦六年十二月十九日卒年六十七法名道静

致頼

良文嫡男女藏人藤原斡則女
實者武藏守公雅三男也為家督
村岡小五郎平大夫從五位下備中掾下總守
天禄元年三月與一族上野介平維衡不和於
関東合戰依非義被配隱岐國
寛弘八年十二月二日於配所卒年七十四法名道智

致常

致頼長男母下總守平良持女
村岡小平太左衛門尉從五位上下總介
長保元年父致頼起亂不令同意故蒙勅免
同年八月任左衛門尉為禁闕守衛
寛弘元年二月任下總介下向居于千葉郡
治安三年七月廿八日出家法名道階
同年九月於京都卒年六十九
歌人詞花集作者

忠常

致常三男母左京大夫藤原致家女
村岡三郎下總介從五位上上總介
寛仁元年八月任上總國司治安元年三月
任限居于本國下総國千葉城
長元元年春叛逆同年中討随関東大半
同四年春與將軍源頼信會戰討負一家没落
忠常被生捕上洛同年四月十四日於美濃國缶
井宿病死年五十六法名常昌

常將

忠常四男母出羽守平致成女

上總四郎　千葉介　従五位下　下總守

長元四年四月一家没后伊豆國司上野介平直方預之居于豆列那賀郡豊田郷

天喜元年三月安房判官代平維輔背王城起亂常將率従兵百餘騎乏渡海于房列長校城押寄急襲之得大勝利擊捕維輔父子四人上洛依軍忠蒙勅免任千葉介下總守

同年九月下向住於千葉城

兼保三年六月十八日卒年六十七法名常譽

常長

常將長男母備前守中原師直女

千葉介　四郎大夫　従五位下　下總守

寛治年中八幡太郎鎮守府將軍源義家朝臣於出羽國征伐清原武衡兄弟之時為従軍抽數度戰功　同七年八月任下総守

永長元年正月無男子為末芳常　兼嗣子

天仁元年二月廿一日卒年五十法名正譽

常兼

常長嫡男實者同腹末弟為家督

千葉介四郎大夫従五位下　下總介

天仁元年四月上洛任下総守同年六月下向

天永元年二月任上総介

鳥羽院御宇元永元年八月廿一日依　勅宣相模国住人三浦介義明両人於下野国那須野原射殺化狐顯弓馬武名

大治四年二月五日依病祝髪法名常勝

長承三年八月廿六日卒年六十一

常重

常兼長男母相模守藤原基明女

千葉介四郎大夫従五位下下総守

大治四年三月上洛任下総守

保延元年二月上洛為大内守衛

永治元年八月安房上総下総常陸為奉行人ゐ下向自是在国

仁平三年六月十一日卒年五十七法名常命

重高

常重三男母武蔵守平政𠮟女

元重隆

葛西三郎右兵衛尉　従五位上　陸奥権守

康治二年春住干下総国印幡郡葛西荘故改称名為葛西氏

久寿元年二月上洛為禁闕守護
保元二年九月任陸奥権守下向居干同国
平泉邑応保二年八月上洛
承安二年七月依無男子武蔵国住人豊嶋
右馬允平常清二男以清重為嗣子
安元二年三月十四日卒年五十二法名常真

清重

重高嫡男母刑部少輔蔵原尹時女
実者豊嶌右馬允平常清二男為嗣子
葛西三郎右兵衛尉従五位上壹岐守
治承四年秋右大将頼朝卿揚軍旗之時兄弟
一族最前属幕下源平合戦励軍忠
文治五年八月於奥州藤原泰衡御征伐之時
抽戦功故同九月被補陸奥国留守所加賜
恩地数郡伊澤磐井江刺登米桃生牡鹿本吉等也居干平泉
建久五年四月移住干登米郡寺池邑
家之紋旗赤地七星幕之紋凡之内三葉柏
承久三年九月十四日卒年七十四法名清真

朝清

清重六男為正嫡母畠山庄司平重能女
葛西壹岐六郎左衛門尉従五位上壹岐守
建保四年春依為文武達人為家督
同年三月被補陸奥国留守所

清親

朝清長男母天野和泉守藤原政景女
葛西又太郎左衛門尉従五位下伯耆守
暦仁元年正月将軍頼経卿御上洛供奉
同年二月廿三日任伯耆守干時二十四歳
仁治元年正月被補同陸奥国留守所
文永七年十二月十八日卒年五十六法名真性

清時

清親長男母千葉介平胤綱女
葛西伯耆三郎新左衛門尉従五位下遠江守
建治二年八月依無男子千葉介頼胤三男
以胤信為嗣子
弘安八年十一月十七日秋田城介藤原泰盛叛
逆合戦之時懸一陣泰盛弟城美濃守長景
討捕励丈功同十二月任遠江守
弘安十年十一月七日卒年四十八法名凉西

清信

元胤信

清時嫡男母結城左衛門尉藤原祐廣女
葛西又太郎左衛門尉従五位下刑部大輔
実者千葉介頼胤三男也建治二年八月
承久三年六月天下擾乱為武家方同月
十四日於宇治励勇戦
宝字元年正月三日卒年六十八法名清貞

為嗣子同年十月下向奥州一族千葉飛弾守
胤常同左馬助胤氏臼井三郎左衛門尉
常俊等為大老臣同下向
正安元年正月為鎌倉評定衆
文保元年四月二日卒年五十六法名圓西

貞清

清信長男母本間山城守源景隆女
葛西又太郎　従六位下　左衛門尉
自正和年中将軍家為御近臣
正中元年三月十六日卒年三十四法名道西

高清

貞清長男母長崎左衛門佐平宗資女
葛西八郎左衛門尉　従五位下　因幡守
建武二年冬陸奥國司北畠源中納吉顯家
卿御上洛之時為従軍擢戦功同三年三月
下向自是與奥列諸将軍尊氏卿如元
領知賜之任因幡守為陸國北方探題而祐
不向達弓馬長武畧
貞治四年四月七日卒年五十四法名名道

詮清

高清三男為正嫡母結城上野介親廣女
葛西又太郎　従五位下　伯耆守
康安元年三月父相俱上洛自将軍家賜
御諱字ヲ改詮清
応安三年三月又上洛奉謁干新将軍
義満公被補同探題同年五月下向
嘉慶二年六月十日卒年四十四法名念祐

元為清

満信

詮清五男正嫡母南部遠江守源政行女
葛西五郎左兵衛尉壹岐守従五位上陸奥権守
天性達弓馬長武畧名将同探題
応永七年九月於陸奥国栗原郡逆徒
宇都宮越中守藤原氏廣討亡顯武名
同年十月上洛奉謁干将軍義満公賜御諱
字被補探題職同八年二月参詣干紀州
高野山同月廿九日皈洛　同年四月廿六日
参内叙従五位上任陸奥権守同年五月下
向自是為奥州諸士棟梁
同廿七年十一月十八日卒年五十一法名覚祐(祐)

貞元

時信

満信三男為正嫡母葛西志摩守平清常女
葛西五郎三郎左衛門佐従五位下伯耆守同探題
永享十二年奉與大崎左京太夫源持明不和
数度合戦嘉吉元年七月和睦
嘉吉元年九月上洛奉謁将軍義勝君
同二年春参詣高野山同三月奥州下向

文明元年六月三日卒年七十二法名定照

朝信

持信長男母南部遠江守源義敦女
葛西三郎　従五位下壹岐守同探題
文明年中天下擾乱與奥列諸将合戦
同十二年八月十九日卒年五十四法名蓮佛

尚信

朝信長男母大崎左京大夫源持明女
葛西十郎兵庫頭従五位下　同探題
文明十二年八月為家督
同十六年六月七日頓死年三十三法名蓮喜

政信

元信勝

持信四男母葛西左衛門尉平信貞女
葛西四郎左近大夫従五位下伯孝守
長録元年二月自父持信於磐井郡賜采
邑千餘町而居于同郡長井卿
文明十五年六月依嫡家尚信早世為葛西家督
同年九月上洛任同探題自将軍義政公
賜御諱字改政信同時任伯耆守
同年十一月下向
永正三年五月朔日卒年七十四法名道栄

稙信

元重信

政信三男正嫡母千葉刑部大輔平師胤女
葛西七郎左京大夫従五位下壹岐守
永正十一年三月諸國闘乱依経北陸道
父子上洛奉謁将軍義稙卿賜御諱守
改稙信長男守信改稙清任越中守
被補探題職六月下向自是與大崎家及
鉾楯多年接戦
天文二年十二月廿一日卒年六十五法名道貞

稙清

元守信

稙信長男母黒川治部大輔源氏直女
葛西三郎左衛門尉従六位上越中守
大永三年二月依無男子伊達大膳大夫
藤原尚宗三男以義晴為婿家督
亨禄四年六月九日先父卒年卅九法名道慶

晴胤

元高信

稙信二男同母
葛西四郎左近大夫従五位下
亨禄四年六月依舎兄稙清早世為家督
天文年中與伊達家為中悪累年合戦
同十六年五月自京都為　勅使高倉少

將藤原有範朝臣下向于郎時叙任従五
位下右京大夫自　將軍義晴卿賜御諱
字改晴胤為探題職
同年九月勅使上洛
弘治元年十一月三日卒年五十九法名道興

親信
元義重

晴胤長男母江刺美濃守平隆見女
葛西平四郎治部大輔従五位下石見守
天文十九年八月為家督同探題
永禄元年正月依無實子以芽信清
為嗣子
同三年四月十一日卒年四十八法名道圓

晴信
元信清

親信家督實者別腹之弟也
實母黒川下総守源景氏女　葛西三郎
永禄元年正月為舎兄親信家督従五位下
天正年中與奥列諸將引分而争戦相模守
天正十八年秋表武威太閤相國秀吉公為
征伐北條氏族進發干相列小田原之時因令
遅參被没収所領一家廢落同年十一月
晴信被預加賀宰相前田利家卿居於加列金澤
慶長二年四月十九日於加賀國卒年六十四

和船時代の漁業習俗

―陸前月浦浜―

鈴木東行

一、月浦浜の概況（図1・2、写真1・2参照）

牡鹿半島の表浜、荻浜と桃浦の中間に位置し、前面、前浜に小出島が横たわっている風波穏かな漁村である。

近世、牡鹿郡のうち狐崎組大肝煎扱いの村で、慶長一八年、支倉六右衛門常長が遣欧使節として出帆した劇的な部落である。

元禄一一年の「牡鹿郡萬御改書上」によると

畑　代……一貫一〇二文内四二二文新田（御蔵入）

高一〇貫七四二文（海上）

人　頭……三四人。人数……二九四人（男一六八人　女一二六人）

明
昭和年間の戸口四五（封内風土記）

（図1）「牡　鹿　半　島」

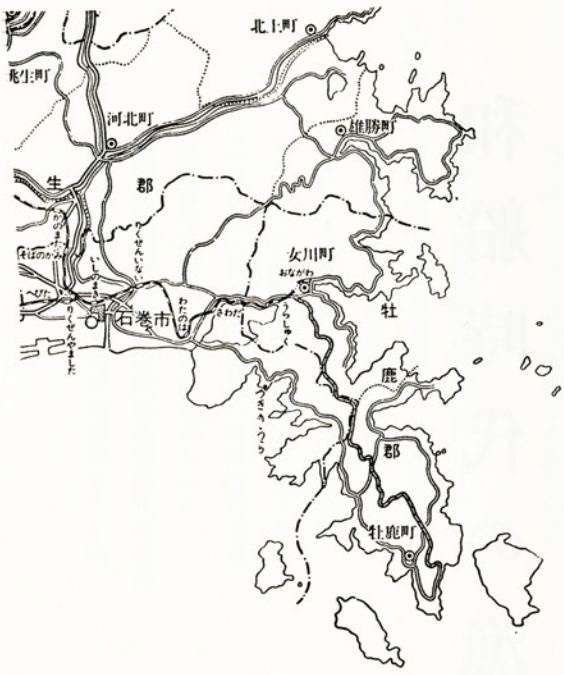

明治元年高崎藩取締地。以後、桃生県・石巻県・登米県・仙台県を経て、同五年、宮城県に所属、同二二年牡鹿郡荻浜の大字となる。

大正七年度「人口静態」統計によると、

世帯主……四二名　本業…漁業（三七）・教員（一）・その他（三）・労働（一）

注…本業以外に農業に従事する者…三八名
商業に従事する者…二名。

人　口……二五一人（男一一九人・女一三二人）

昭和三〇年、石巻市月浦となり、昭和五五年の世帯主……四二名である。

部落は西組・西中組・入り組・東中組・東組の五組に区分され

阿部氏…二〇戸　高橋氏…六戸　佐藤氏…五戸　鈴木氏…二戸

大山氏…二戸　畑中・村田・大井・新保・相沢・平塚・末永氏

…各一戸　合　計……四二戸

上記の阿部氏二〇戸のうち、本分家関係をおさえることができたのは一二戸である。屋号・屋敷関係・ウジ神・墓地・言い伝えなどから総本家と思われるのは阿部正雄氏（世帯主番号36）で、阿部秀雄（世帯主番号三五）・阿部長三郎（世帯番号主41）と共に ㇏（ノダベ）関係を持ち、小出島にウジ神として稲荷さんを共有し、墓地も共同墓地内で古いとされている高地にある。

（世帯主番号は図2参照）

阿部正雄氏の昔の家号　㇏（ノベタ）　現在の屋号　は　東組

阿部秀雄氏　〃　㇏　秀　東中組

阿部長三郎　〃　㇏　長　東組

以上、前記阿部氏の本家筋に当る三戸の外に、明治以降、分家をもっ

写真1　月　浦　全　景

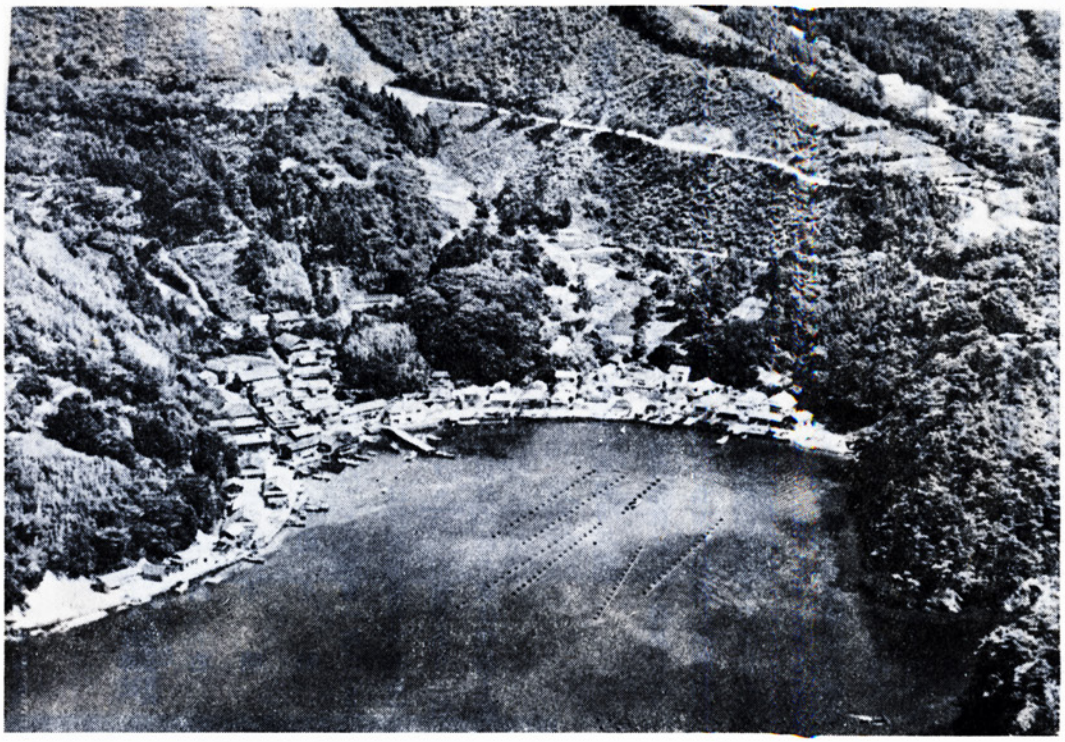

（図2）　月　浦「家」配　置　図

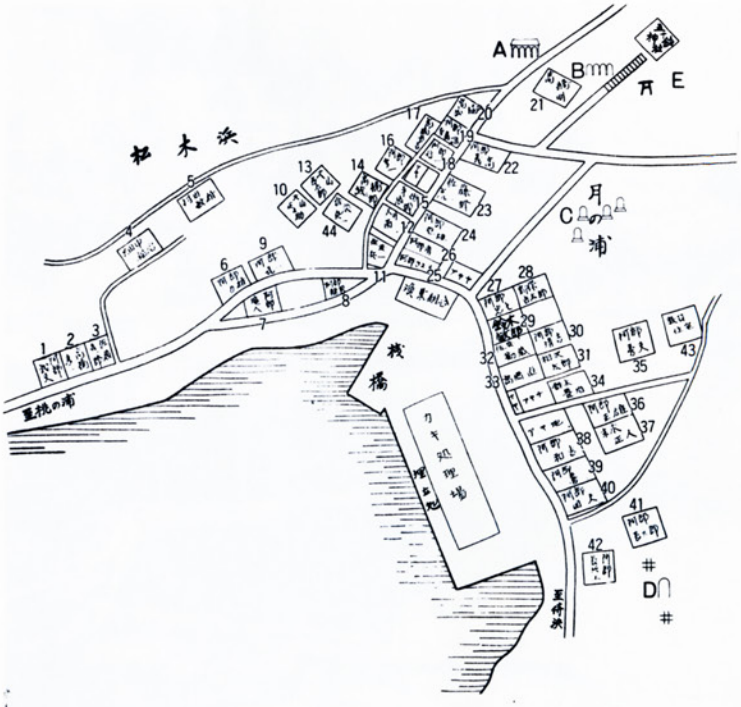

た阿部孝一氏（世帯主番号一六、屋号（昔）…下の神、∧上）がある。

高橋姓六戸のうち、本家筋が四戸

	昔の屋号	現在の屋号	
高橋源吉（世帯主番号17）	（上乃神 カミの家	∧	西中組　五十鈴神社 注…（五十鈴神社は高橋源吉氏のもとはウジ神であつた）
高橋誠三郎（〃　〃　14）	新屋	㋝	西中組　同右
高橋孝一（〃　〃　2）	不明	㋓	西〃組　不明
高橋武一（〃　〃　20）	不明	㋔	入り組　不明

佐藤姓は五戸で、うち佐藤兵一（世帯主番号11）と佐藤喜一郎氏（3）は明治以前からの旧家である。（注（3）は世帯主番号である）

鈴木姓は、鈴木敏郎氏宅（29）が本家で「ツブル石」の屋号あり、旧家である。大山氏二戸については不明で、上記以外の他の家は明治～昭和にかけて移住してきた家である。

二、漁業組合の創始とその後の変遷（写真3参照）

わが国の漁業団体は、沿革的に漁場秩序の管理団体として発足した。明治一九年、漁業組合準則が制定され、自治的に漁族の保護と漁業秩序の維持を図るため、各漁村に漁業組合が組織されたのが、そのはじめである。

月浦では明治20年に漁業組合が結成された。その後、旧漁業法の制定（明34年・明治43年）にともない各浦浜、漁業者の部落の区域を地区とする漁業組合の制度が設けられ、これに漁業権・入漁権の取得、漁業に関する共同施設を行なわせた。

明治八年、経済恐慌に対処する農漁村経済更生計画の実施に関連し、漁業組合に(1)組合員の経済の発達に必要な共同施設をすること、(2)責任

写真2　大正時代の月浦

組織（有限・無限・保証の3種）を採用し、この組織に改組した組合を漁業協同組合と呼ぶことにした。

月浦では正組合員三六名（移住者・転出者を加入させない）の無限責任組織を採用し、月浦漁業組合と改組し、定款の定めに従い、組合員たる漁民の漁業権行使を管理した。

昭和一八年、水産業団体法が制定され、遠洋漁業の統制会社への組織化とともに、沿岸漁業・内水面漁業・水産加工業の各団体についても統合が加えられ、各市町村に一漁業会、各道府県に一水産業会と一製造業、中央に中央水産業という統制組織が構成された。これにともない、漁業協同組合は漁業会に改組された。

戦後、上記の統制団体は解散し、新たに制定された水産業協同組合法（昭二三年）に基づき、昭二六年、現在の月浦漁業協同組合が組合員六五名（正組合員と準組合員合せて）で発足した。

（話者…高橋幸一　大正五年一月二四日生）

注…津波のため組合関係の文書はすべて流出した。

写真3　漁業協同組合の決議事項（昭55年）

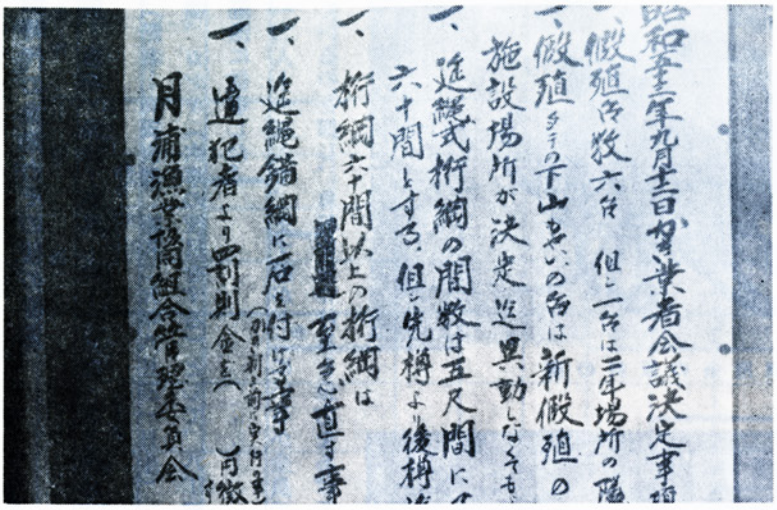

三、漁場状況

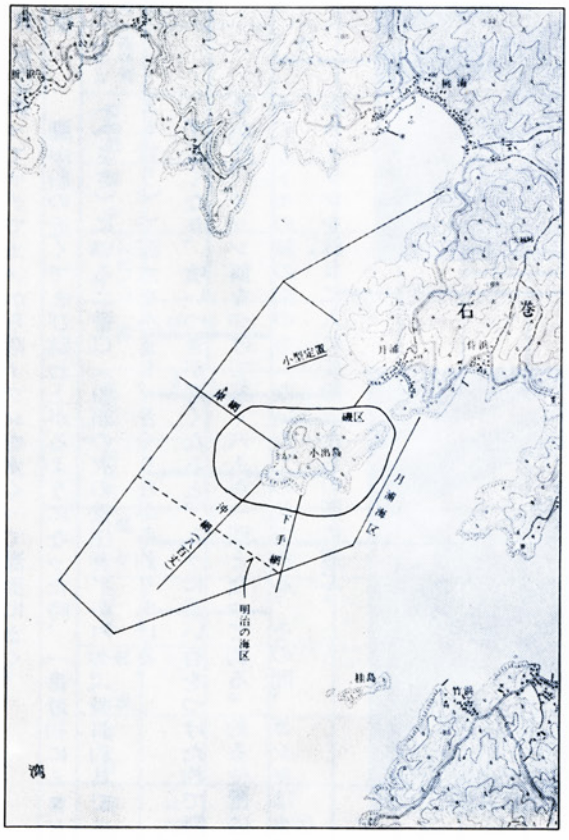

（図3）月浦漁場図

四、和船時代の漁業とその後の変遷

(一) 各種別—漁期・漁法・漁具（表1生産暦・図3漁場参照）

鰹一本釣（話者…高橋貞治寿 明治昭和二九年八月三一日生）

一八才の頃、カシキ（炊事の役目をする）として、八丁櫓船に乗くみ金華山沖で鰹漁に従事した。

乗組員は一二人～一三人で、まず鰹がどこにいるか全員で立ってカモメが旋回しているのを探し、魚群を見つけると全力をあげて漕ぎ、群に向ってサデでカメから活イワシをすくって海面にまく。

鰹が船の近くでとび跳ね上がるようになった時、一番最初にミヨシ（へさき）にいる二番口（船頭の次の責任者）がバケ（擬餌釣具でツノとも言う）で海水をかまし、さくりながら釣りあげる。

ずるくなり、喰いつきが悪くなると、ヘラに長い竹をつけた杓で海水をかけ、イワシ餌をつけて五～六人が一団となって釣る。釣る位置はオモテとトモの風の前の方（ない方）の舷で釣る。その間、カシキはカメからイワシを鉢（ハチ）コに入れて船方たちの所に運ぶ。

写真4　網用糸の原料の麻

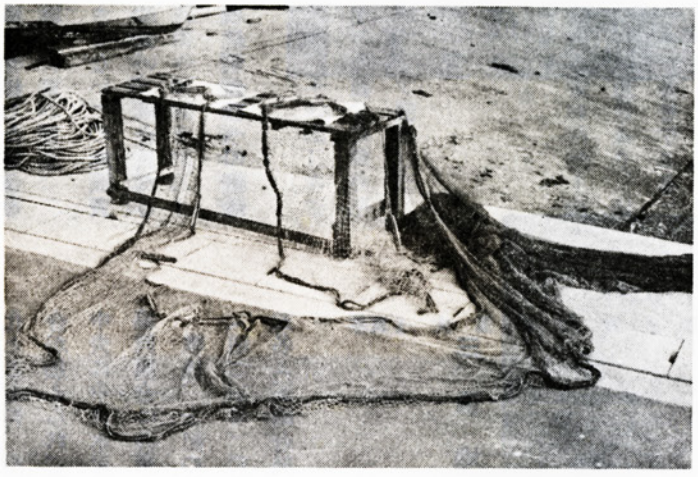

写真5　手　繰　網

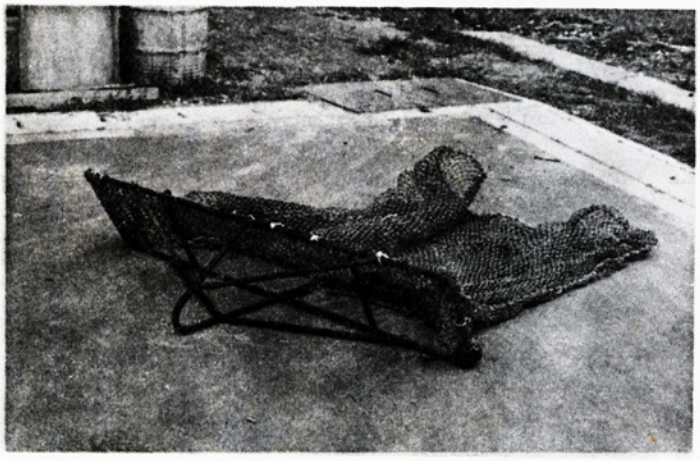

写真6　こ　し　き　網

（表 1）

話者氏名 高橋貞治（明.29年 8月 31日生）　調査地 月浦26の2　調査月日 昭55. 8. 19

旧暦	沖合				地先沿岸													磯物				年中行事
種類	鰹釣	もうか鮫延縄	鮫刺網	めぬけ延縄	鰆刺網	手繰網	こしき網	大網（八百丈）	小網	鮪旋網	いわし地曳網	小型定置網	はも縄	小縄	たこ誘導釣	はもど	わかめ	ふのり	いそのり	ひじき	
1月						かじか	なまこ														
2																					
3						しゃこえび					春	春				春					
4												（ます）									
5								か													
6								ど・い	まぐろ												
7									ぶり												
8								わし		鰤	秋	秋				秋					
9										（鰹のいさ用）		（さけ）									
10														どんこ							
11							なまこ							すい根魚							
12						かじか															
場所	田代・網長の近海	釜石・宮古の沖	金華山沖から北		小出島50～100mの沖	同左と浦（前浜）	泥と根の間を和船で一人で曳く	小出島のシラ根西南	小出島の垂水の西方と大輪田の東南	端嶋と田代島の見通線以内	湾内	月浦西岸・石浜・ボラの口カゴ磯崎	小出島沖50m	小出島の岸	小出島岸から20m～30m	春は桃浦湾内秋は田代・網地島付近	地先・小出島の周囲	〃	〃	〃	
																		〃	〃	〃	

注……沖合のめぬけ延縄は話者の以前の時代。　いわし地曳網は明治末はあまり使用しなかった。

調査者 鈴木東行

擬餌釣具に用いたツノは主に水牛の角で石巻から買った。
釣った鰹はカメに入れ、ヤッショ〃ヤッショとかけ声をかけ、大漁ぶしを歌いながら浜に帰ってくる。
大漁して、値段の良い時には、渡波に直行し売る。値段の悪い時には、浜（月浦）にあげてフシにする。三～四人のフシケズリ職人が年中浜にいた。
大正初期の西の家の高橋福七（高橋幸一の父）と大山長助（大山長大の父）で、最初、二艘であったが後四艘になった。
漁期は旧七月であり、終ると八月いっぱい、北上川の袋谷地河岸にフナ虫に喰われないようにつないでおく。

もうか鮫延縄（話者…高橋貞治　明治二九年八月三一日生）
旧一〇月から一二月末まで岩手県釜石方面―大槌・山田・宮古――に和船（きりあげた鰹船）で港に宿泊しながらモウカ鮫延縄漁をした。
（話者は動力船になってから漁に行く）

鮫刺網（話者…高橋貞治）
旧一二月から二月頃まで、漁場は金華山沖から北である。網は自製で麻を和船で渡波、石巻方面から買ってきて、ばあさんたちが、麻から糸にしてから竹のアバリ（自製）で編んだ。フシは二・五寸～三寸であった。船は2艘あった。（写真4参照）

めぬけ延縄（話者…高橋貞治　昭和二九年八月三一日生）
旧一二月から五月頃まで、漁場はメノケヂ（とれる場所）と言う所で釣る。自分の時代は釣らなかった。めぬけ延縄は渡波祝田浜が本場であった。

（図4）　網　曳　鼠　海

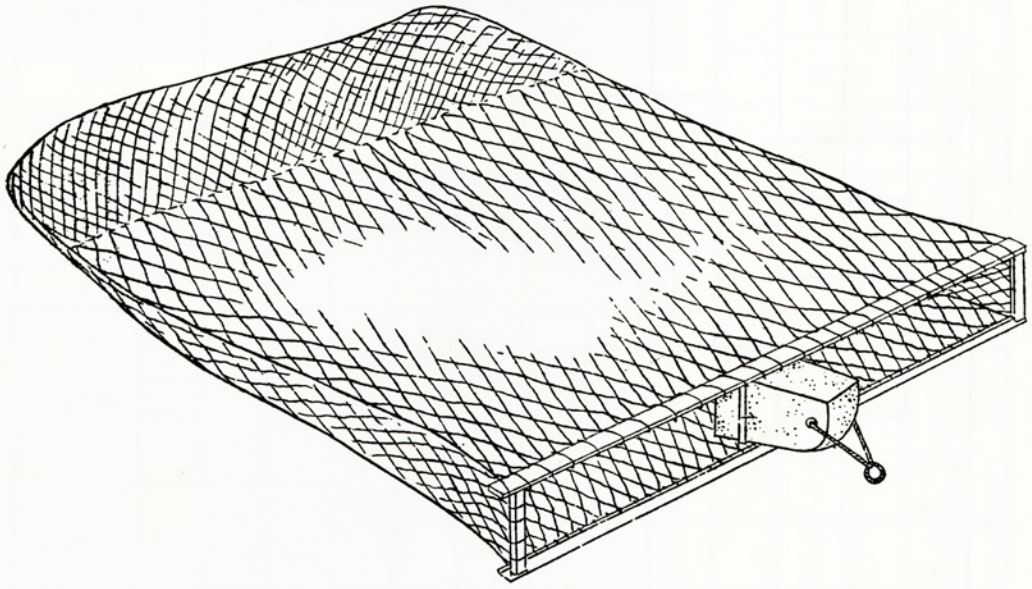

「宮城県漁業基本調査報告書」第2巻（明治42）

大　網　（話者…高橋貞治）

小出島のシラ根から沖に西南方向に「八百丈」と称する大謀網があった漁期は旧四月から九月末まで、カド・イワシが沢山とれた。たまにマグロが六月～七月に、ブリが七月～八月に入った。

網は二五～二六人もちの村網で旧三月から約一ケ月半かけて、切目（普通の使い縄）・シド―魚取―（水が通らないように、縄を丁寧に撚ってこすりかけ、機で手織した網）・太縄（側張用の縄）など藁縄で編網したり、建込みの準備で浜は忙しかった。

側網はカコイ（囲）と言ってフシ（節）は五尺、魚が入り易くするために網は底にしずめ、入ったら船でおこして行く。

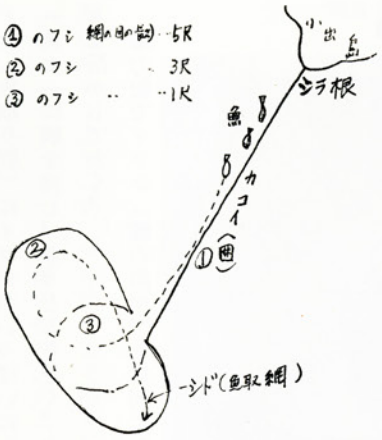

シドの部分は網が重いので、直径三尺、長さ六尺の「ハチ丈」杉のウカシを二〇個位つないでおく。その他の部分はやや細いウカシを二米位の間隔でつなぐ。

イカリはシバ木の枝をたばね、直径一間位の輪につないで籠状にし、それに石を沢山つみ入れ沈める。石は一人でやっと持てる位の大きさ、前もって小出島に運んでおく。投入は二艘の和船（カッコー　∪）で輪の両端に縄綱（四寸に撚った）を結び一斉に投入する。

大正になって、鰹漁に発動機船が使用され、沖合に進出すると、鰹漁の餌用イワシ取りを専門とする「小網」が行われ、大網はその二・三年後にすたれた。

小　網　（話者…阿部よしみ…明三三・六・一〇生。
阿部とく…明三六・三・二生）

小出島の垂水から西北沖にキ網（岸網）・大輪田から南沖に下手網の二ケ統と大網から移行した沖網の三ケ統。（図3漁場参照）

動力船による沖合鰹漁が盛んになって、浜の若い丈夫な男子は鰹船に乗りくみ、残された老人と女子によって「小網」が営まれるようになった。

藁縄網は大正六年頃から一一年頃まで、その後は糸網に変った。

漁期は旧五月から一〇月頃までで、縄網の頃は小イワシ（鰹の餌用）が沢山とれた。糸網になってから小イワシはとれなくなり大イワシがよく入るようになった。

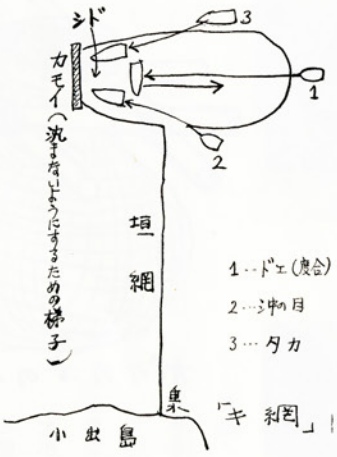

垣網の長さ

沖　網……三〇〇間
キ（岸）網…一五〇間
下手網……一〇〇間

魚（イワシ）の入る網の周囲の長さは一〇〇間から五〇間と夫々の小網でまちまちである。

一網は三ばいの船で構成され、

ドエ（度合）……底網を起こす役目の船。人数は六人
沖の目　……口をしめ側網から起こす船。人数は三人

タカ　……側網からおこす船。人数は四人

垣網をつたわって網にイワシが入ると「沖の目」は口をしめ、三ばいの船がシド（魚取り網）に向って網をおこしていく。

網おこしの時間は早朝四時、

「一尺目に行って、六寸目に行って、二寸目に行って、ハタにつく」

ドシ（魚取り網）にイワシがいっぱいにたまると「ドエ」は沖の目」と

「タカ「に網を渡し、さっとしりぞく。とったイワシはボケカゴのイケスで活かしておく。

動力船でイワシ（鰹の餌用）を最初に買いに来たのは福島県の船であった。

東の家、高橋幸一さん（世帯番主号2）の家では動力船による鰹船を早くやめ、小網の瀬主をかね、牡鹿半島、一番の活イワシ（鰹用餌）の販売もとなった。ハナレの二階は、高知・静岡・伊東・岩手山田から来た「イサイケ」で一ばいになり、

写真7　延縄の準備

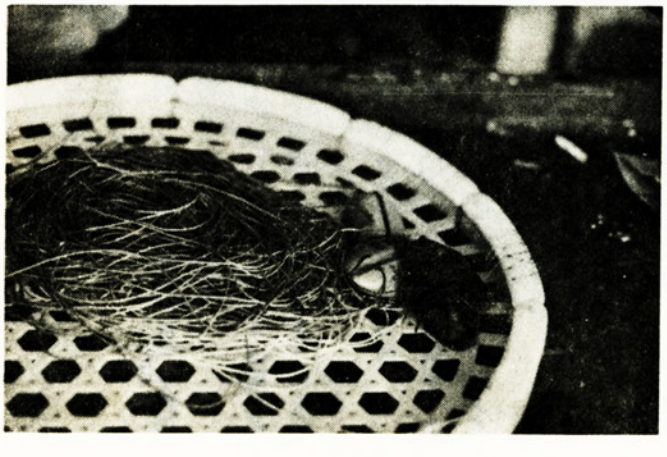

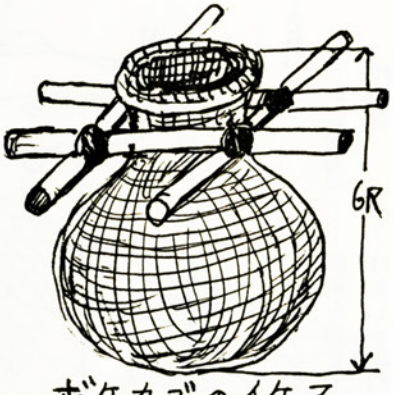

ボケカゴのイケス

写真7　延縄の準備

写真8　現在のはもど

一艘に二人乗りくみ、一人は網をおこし、もう一人はタモで魚を抄って船につみこむ。

手繰網（ウケジリ網）
（話者…高橋貞治）
アバの材質……桐・椿
漁　期……旧三月～旧四月
　シャコエビ
　旧一二月
　カジカ
漁　場……前浜と小出島五〇米沖で船引して漁穫する。
（写真5参照）

こしき網　（話者…高橋貞治）
漁　期……旧一一月～旧二月（現在一一月一日～四月一日）
漁　法……泥と根の間を和船で一人で曳いた後、引き揚げる。
（写真6・図4参照）

すずき延縄　（話者…佐藤勘蔵）
漁　場……はも延縄と同じ
乗組員……二名
漁　法……中浮延縄

鰹漁のキリ上ゲ（約三ケ月間）まで泊ってイワシの買いつけをした。
（注…「イサイケ」とは鰹の餌買人のことを指す）

小型定置網（水晶型機械網）
（話者…相沢太郎　明四一・一〇・一五生
　佐藤勘蔵　明三九・四・三一生）
杭立アミとも言う。
春はます・夏は鯖・イワシ・スズキ。秋はフクライ。冬は鮭。

釣針数……四〇本（六号）
糸　……一〇号

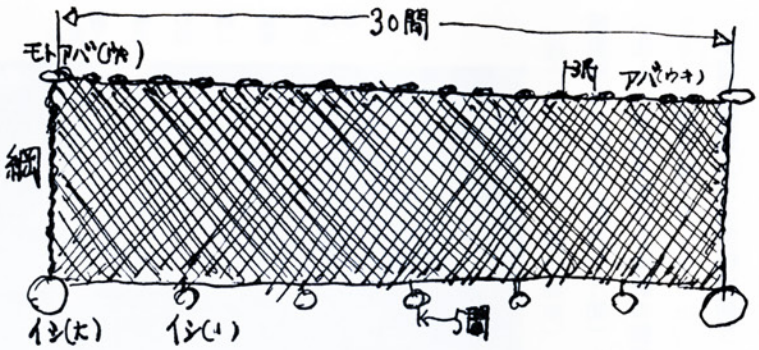

雌刺網（写真7参照）

（話者…佐藤勘蔵・相沢太郎）

網の材質……絹糸一枚フシ（節）…五寸

アバ（ウキ）……桐にウルシを塗る　長さ五寸

漁　期……冬至から寒まで

船は一艘　二人乗り

お昼頃、網を張り、朝早くあげる。

はも（延）縄（話者…相沢太郎）

漁　場……小出島沖一〇〇間～三〇〇間

乗組員……和船　二人

漁　法……底延縄

釣針数……九十本（六号）

糸……二〇号

たこ漁……（話者…相沢太郎・佐藤勘蔵）

五尋位のつなぎ竿の先、五寸位のところに亘理ガニ（荒浜の川口でとれるので、ケイシキガニ）を十文字に結びつけ、カニが泳ぐように見せけか誘う。海底が見えなくても泳いできてつくと重みでわかる。タモで抄って船にあげる。漁場は小出島から一〇～一五間離れた岩間。船のトモ・オモテ・ナカいずれにもつく。乗組員は三人。

漁期は旧九月～一〇月まで、この漁法は大正末期まで、澤山とれた時は、渡波の市場に揚げた。料理は湯でて、醤油をかけて食べた。この漁法は竿が真すぐにつくことが条件であるから、潮が早く、竿が浮かされない場合に限る。

竿の使用できない流れの早い漁場ではイシャリを用いる。昭和の初め頃、タコツボやタコ箱を用いてマダコをとった。現在はサンマなどの餌を入れたタコガゴを用いている。

写真9　ツノコゾウリ（磯どり用）

うに（話者…相沢太郎）

船で海底の見える浅い所（二尋位）にいるのをタモで抄う。

あわび（話者…相沢太郎）

イツカイダナ（和船）に一人乗って、箱ガラスのふちを歯でかじって、右の手にはアワビカギ（長さ一丈から一丈五尺の竹竿）を持ち、左手に握をもちあやしながら海底のあわびをひっかける。

磯どり（徒歩）

わかめ……旧五月にロアケ、和船に二人乗り、草刈鎌に一丈位の竹竿をつけて刈りとる。（男）

ひじき……鎌・包丁でかる。潮がさげたとき、旧五月（男子）

磯のり……旧二月、手でからみとったり、鮑貝でけずる。（女子）

ふのり……旧三月、女子、手でからみとったり、鮑貝でけずる。

（写真9参照）

写真10　背負カゴ（田代島でも使用）

(二) 漁業経営組織

小網

一け統は一三人で株を持ち合う。

瀬主（一人）――大謀（三人）――一般組員（九～一〇人）

瀬主・大謀は五〇～六〇才の老人（男子）で主に鰹動力船で失敗し、地元に残った人々がなった。瀬主は網の世話・会計などをあずかり、ある程度有力者がなった。網、一け統を三ばいの船でおこすから、各船に大謀と言う船を指揮する責任者がいた。毎年、適任者が選出された。組員は一六才から四〇才まで娘や嫁がなった。組員は東組、西組、入り組など入りまじって一軒で一人乃至二人がでた。

株という形態であったため、取り分は老若男女にかかわることなく平等であったが、昭和年代になって歩合は

瀬主……五石　大謀……五石　一般組員…一石　と変化した。

大正年代の大漁した時などは一人分の一年間の取り分で家が一軒建つほどで、村一番の収入源であった。

(三) 漁夫の訓練

子どもと海上労働

学校に通学しているうちは、船の上で働らかされたりしなかった。しかし遊びやいたずらから、小学校四～六年位で普通の男の子は自由に櫓で船を動かせるようになっていた。

一人前の基準

旋網船の場合

特にはっきりした基準はなかったようである。次のカスキ（カシキ）が入って来たら、一人前になるという考え方もあったようである。

しかし、船の上での仕事に慣れてきて、何にでも気がつくようになると一人前だとか、炊事しながらもヨリの仕事をしたり、網あげを一時間半内外でやれるようになると一人前だとか言われて、同じ年令でも歩合に差が出てくることもあったという。

初めて船に乗ってきた者たちは「カスキ」または「カスキアンコ」と呼ばれて一人前には扱われなかった。

鰹船の場合

カスキは体が大きくて役に立つと思われれば、すぐやめさせられて、エサ運びなどをやらせられる。

エサを運んでの合い間に、竿をいたずらして練習する。ある年令に達して（一八・九才）、釣り方が上手な者は一人前の扱いをされはじめるようになる。

またエサのイワシを釣針につけるのに、殺さないように、しかも釣針がかくれるようにつけるのが最も訓練を必要とする仕事であったため、このコツをのみこんだ者が一人前であると言われた。このコツを会得するには一五・六才から乗っても二一・二二才までかかったという。

エサが死んでは鰹はくってこないと言われるので、これが上手でないと、釣る量にも影響が大きくひびいた。

またこのコツは誰れも教えてくれないので、自分一人で練習し、見つける以外になかったという。その練習のために一人前になりかけの者は皆、左手の親指に、針のためのマメがあったという。

釣りあげる量では皆と同じくらい、少なくとも九割ぐらい以上釣ってはじめて一人前である。

漁夫の序列と歩合

鰹船の場合

（役割）	（年数）	（年令）	（歩合）
船頭	……四・五年以上	…三〇～四五・六才	…一人半
二番口	……三年以上	…二五・六才	…一人前
三番口	……三年以上	…二二・三才	…一人前
（一般の）船方	……二・三年以上	…一七・八才	…八分～一人前（能率による）
カスキ	……	一三・四才	…五・六分～八分（年数による）

注…旋網の場合、大謀（綱主）（デイボウ・ダイボウ）が乗っている場合もあり、大謀には船頭と同じく一人半とも二人前とも言われる。

老漁夫の経歴

あまり年を取るまでやらないようである。船頭になっても四五・六才までで、あとは若い者に譲るといった状態であったという。年寄りの者たちは共同網（小網）をやったり、和船で沿岸漁をしていた。

鰹漁などの場合、船頭のカンだけが頼りであった。そのカンの冴えるのは三〇代から四〇代頃までという考からであろうと思われる。

（話者　平塚辰郎　明治三七年六月二七日）

㈣　和船時代の漁船

●話者…高橋貞治（明治二九・八・三一生）

①二人乗り和船　②大網で使用した和船

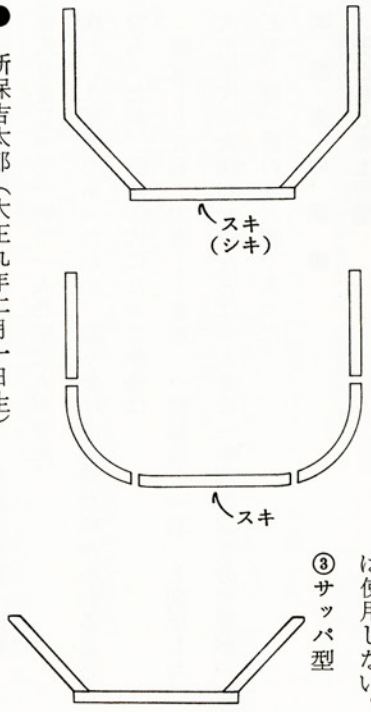

サッパ型は裏浜であり月浦では使用しない。

③サッパ型

●新保吉太郎（大正九年二月一日生）

網漁と小漁のための船……名称は別になくワセン（和船）と呼んでい

る。

小網の和船……シキの長さ…二三尺　四丁櫓・四擢

注…シキが二五尺位になったのをダンベと言う。サッパとはシキを火であぶってため、ロッコツが入らないのを言う。左図参照

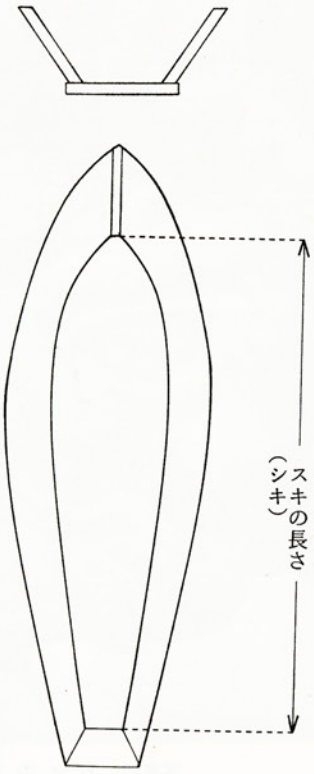

(五)　漁撈と信仰

漁業神とその伝承

大漁、海上安全を願う神

漁に行く前の吉日を選んで、神酒とオサイ銭を持って五十鈴サマと八雲サンへ行き拝む。またオ荷稲(小出島)へ行って参詣することもある。八大龍王は海の神さまと言われているが、漁の前にはあまり行かない。

祭り方

五十鈴神社の祭日…旧三月一五日→現在は新四月一五日

八　雲　神社の祭日…旧六月一五日　終戦から新四月一五日

五十鈴神社は以前から、現在の場所にあったが、八雲神社は大山輝夫氏（世帯主番号13）の家の近くにあったものが、昭和初頭、今の場所に移され、両社様とし祀られている。

写真11　浜の信仰

写真12　カ マ の 神（高橋孝一氏宅）

八雲神社はお供えにキウリをあげるところから、カッパの神と言われている。祭りは現在、渡波の大国神官が来る。

祈　願　の　習　俗

・正月予祝

正月二日の乗り初め…家族の者が皆、乗って小出島の明神さまに大漁と海上安全を願う。漁業組合でお盆に野菜・米をのせて供える。個人として神酒を持っていく。

・漁はじめと豊漁祈願（写真11参照）

五十鈴社と金比羅様に吉日を選んでおがみに行く

数人の者は「オシマズ」（お日待）という神さま（渡波にあると言う）をわざわざ参詣に行くこともあった。

大謀網の時は瀬主の家でお振舞をする。その時エビス大黒さんに今とれる魚を二匹（二本のかけ魚）とお神酒を供える。

・豊漁祝い

大漁の時には、年寄りの人たちが中心に集って瀬主の家でお振舞をする。

・不漁の時

マンナオシと言う。それは「マルが悪い」「マルを直す」からきていると言っている。人々が集って酒や御馳走を食べる

・特殊な信仰伝承

流れ仏

死体を見つけたら決して見のがしてはならない。見のがすと次は自分がそうなるといわれている。死体を船に引き上げる時は死体などの火の悪いものは舟の右側（オモカジ）から取るもので、決して左側（とりか

じ）からあげてはならない。とりかじからは火の良いもの（吉の良いもの）を乗せる時に使う。たとえばオフナダマサマはこちら側から乗せることになっている。「オモカジ」「トリカジ」という名前がついたのも、この区別だと言われている。

・沖で嵐にあった時

自分の部落の神様をおがむのが一番良い。また「コボガハラ」という遠くにある神さまにお願いする者もいる。

・風を起こさせる呪い

船の上で口笛を吹くと風が起きる。

櫓こぎ時代には、わざと口笛を吹いて風が起こるのを待ったこともある。そうすれば帆で動かすこともできたからである。

・漁に出られない状態のもの

産火……二・三日～一週間位、その家に行かない。その家の人は他の家へ行かない。艤船など、他の人と共同の時には船に乗らないが、個人の船には関係なく乗る。

死に火…船や漁には関係ない、かえって漁にはいいとも言われている

・舟にのせてならないもの

猿は舟にのせてはならない。理由は十二支（針）＝羅針盤にないからというが真偽はわからない。

・海に刃物を落したらどうするか

落としたものと同じ形のものをカジ屋に作ってもらい、または紙に書いたりしたものを五十鈴神社に神酒とオハネを持ってあげ拝む。包丁など刃物を落すのはカスキ（カシキ）が多かったので、落したら内緒にしないで言うように強く言われた。

▲タコノアシ（秋・曽波神）

▲ガマの群落（秋・曽波神）

▲ヨシの群落（秋・曽波神）

▲オギの群落（秋・曽波神）

▲フトイ（秋・曽波神）

▲イヌセンブリ（秋・曽波神）

47

▲早春の河川敷（袋谷地）

▲オオハナウドの群落（袋谷地）

▲イタドリとオオハナウド（袋谷地）

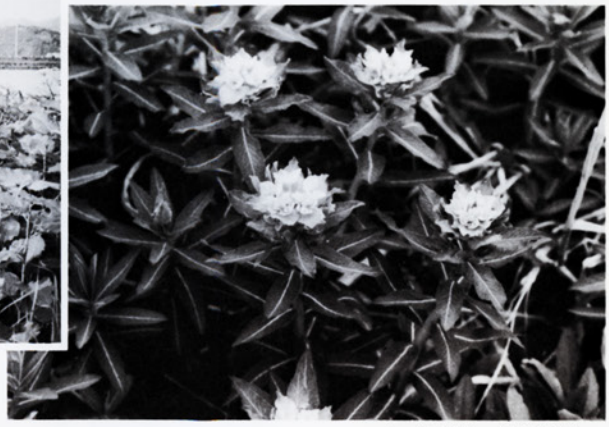

▲ノウルシ（袋谷地）

▲アリアケスミレ（袋谷地）

▲観察会（秋・曽波神）

◀オギ（秋・南境）

ゴマノハグサ（夏・袋谷地）▼

▲ノカラマツ（夏・袋谷地）

アイアシ（秋・南境）▶

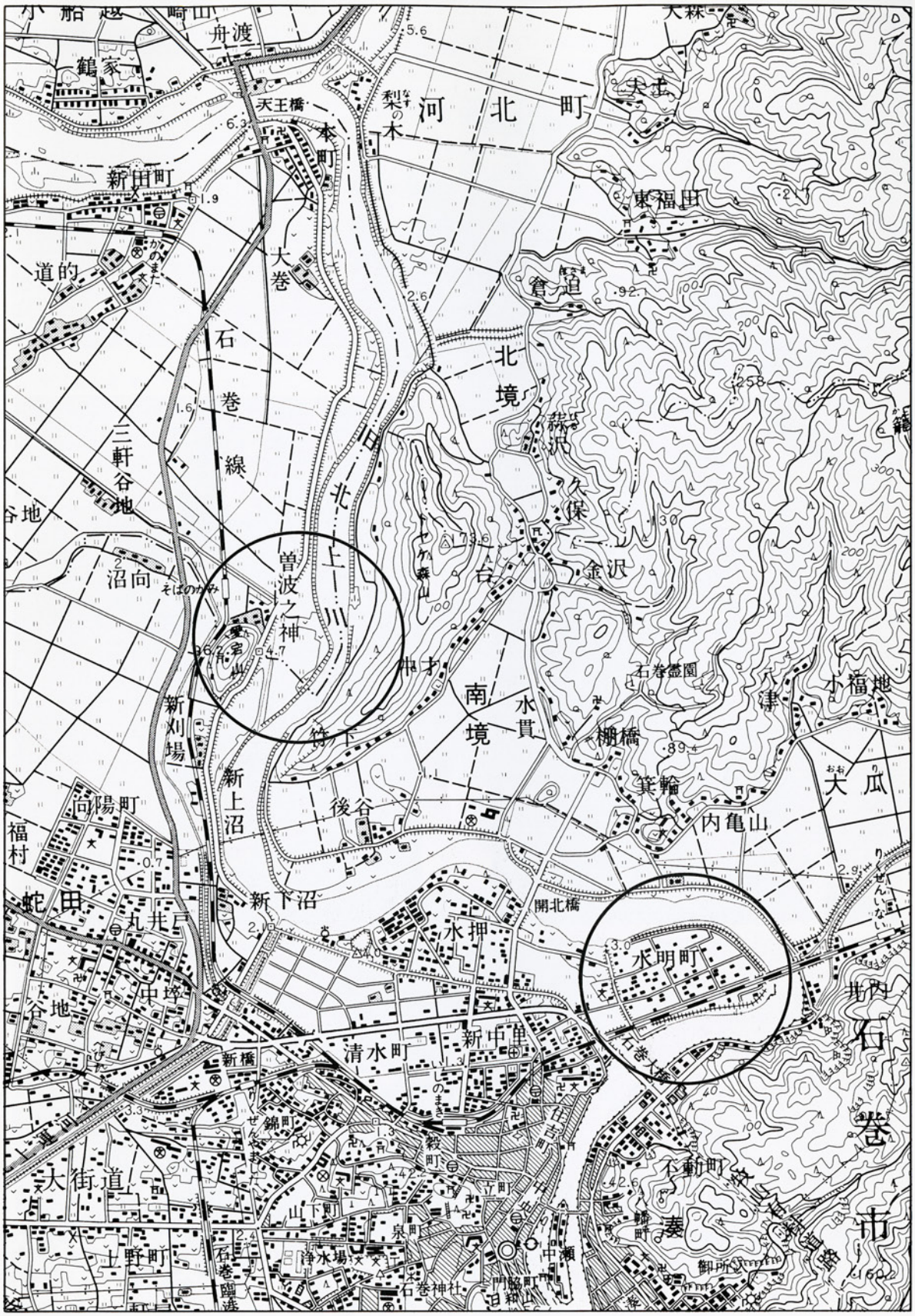

鶴家
舟渡
天王橋
本町
梨の木
河北町
大森
大王
新田町
道的
大巻
東福田
倉迫
石巻線
北境
三軒谷地
蒜沢
久保
金沢
台
北上川
曽波之神
沼向
新刈場
南境
水貫
棚橋
石巻盡園
八津
小福地
箕輪
大瓜
内亀山
後谷
新上沼
向陽町
福村
蛇田
丸井戸
新下沼
開北橋
水押
水明町
中埣
谷地
新中里
清水町
新橋
錦町
殺町
立町
山下町
泉町
浄水場
石巻神社
中瀬
不動町
大街道
上野町
石巻市

50

267 ハルジオン
268 ヒメジョオン
269 オオアレチノギク
270 ヒメムカシヨモギ
271 ノコンギク
272 ホウキギク
273 ヒメシオン
274 フキ
275 トキンソウ
276 アワコガネギク
277 クソニンジン
278 ヨモギ
279 メナモミ
280 タカサブロウ
281 アメリカセンダングサ
282 タウコギ
283 センダングサ
284 タカアザミ
285 ノハラアザミ
286 ノアザミ
287 エゾノキツネアザミ
288 コオニタビラコ
289 コウゾリナ
290 セイヨウタンポポ
291 オオジシバリ
292 アキノノゲシ
293 オニノゲシ
294 オニタビラコ
295 ヤクシソウ
296 ノボロギク
297 ダンドボロギク

参 考 文 献

1. 大井次三郎（1975）：日本植物誌、至文堂、東京
2. 田川　基二（1959）：原色日本羊歯植物図鑑、保育社、大阪
3. 建設省東北地方建設局北上川下流工事事務所（1978）：北上川及び鳴瀬川水系河川敷植生調査報告書

吉岡邦二・菊池多賀夫

51

ミソハギ科
200 ミソハギ
アカバナ科
201 アカバナ
202 カラフトアカバナ
203 チョウジタデ
204 アレチマツヨイ
205 オオマツヨイグサ
ウコギ科
206 ウド
207 ヤマウコギ
セリ科
208 チドメグサ
209 ヤブジラミ
210 セリ
211 ドクゼリ
212 ノダケ
213 オオハナウド
（合弁花類）
サクラソウ科
214 コナスビ
215 ヌマトラノオ
モクセイ科
216 イボタノキ
リンドウ科
217 イヌセンブリ
ガガイモ科
218 ガガイモ
219 アズマカモメヅル
ヒルガオ科
220 ヒルガオ
ムラサキ科
221 ハナイバナ
222 キュウリグサ
シソ科
223 キランソウ
224 ニガクサ
225 ヒメナミキ
226 カキドウシ
227 メハジキ
228 イヌゴマ
229 ヒメオドリコソウ
230 コシロネ
231 クルマバナ
232 イヌトウバナ
233 エゴマ
234 ハッカ
235 ナギナタコウジュ
ナス科
236 イヌホウズキ
ゴマノハグサ科
237 ゴマノハグサ
238 オオヒナノウスツボ
239 ムラサキサギゴケ
240 トキワハゼ
241 アゼナ
242 タチイヌノフグリ
243 オオイヌノフグリ
オオバコ科
244 オオバコ
245 トウオオバコ
246 ヘラオオバコ
247 アカネ科
248 ヘクソカズラ
249 アカネ
250 ヤエムグラ
251 キバナカワラマツバ
スイカズラ科
252 スイカズラ
オミナエシ科
253 ノヂシャ
ウリ科
254 スズメウリ
255 アレチウリ
キキョウ科
256 ミゾカクシ
257 キク科
258 ハハコグサ
259 チチコグサ
260 オグルマ
261 オナモミ
262 オオオナモミ
263 サワヒヨドリ
264 オオアワダチソウ
265 ユウガギク
266 カントウヨメナ

52

アカザ科
136 シロザ
137 ケアリタソウ
ヒユ科
138 イヌビユ
スベリヒユ科
139 スベリヒユ
ナデシコ科
140 ミミナグサ
141 オランダミミナグナ
142 カワラナデシコ
143 ノミノツヅリ
144 オオヤマフスマ
145 ハコベ
146 ウシハコベ
キンポウゲ科
147 ケキツネノボタン
148 センニンソウ
149 アキカラマツ
150 ノカラマツ
151 ウマノアシガタ
ツヅラフジ科
152 コウモリカズラ
153 アオツヅラフジ
アブラナ科
154 ナズナ
155 イヌナズナ
156 マメグンバイナズナ
157 イヌガラシ
158 スカシタゴボウ
159 カキネガラシ
160 グンバイナズナ
ベンケイソウ科
161 コモチマンネングサ
162 タコノアシ
ユキノシタ科
163 ウツギ
バラ科
164 ヒメキンミズヒキ
165 キンミズヒキ
166 ダイコンソウ
167 オオダイコンソウ
168 カワラサイコ
169 オヘビイチゴ
170 ノイバラ
171 テリハノイバラ
172 ナワシロイチゴ
173 ワレモコウ
マメ科
174 クサネム
175 ツルマメ
176 ヤハズソウ
177 レンリソウ
178 メドハギ
179 ミヤコグサ
180 ムラサキツメクサ
181 シロツメクサ
182 フジ
183 ツルフジバカマ
フウロソウ科
184 ゲンノショウコ
カタバミ科
185 カタバミ
トウダイグサ科
186 エノキグサ
187 ノウルシ
188 トウダイグサ
ドクウツギ科
189 ドクウツギ
ウルシ科
190 ヌルデ
ニシキギ科
191 ツルウメモドキ
192 マユミ
ブドウ科
193 ノブドウ
アオイ科
194 イチビ
オトギリソウ科
195 トモエソウ
196 コケオトギリ
197 オトギリソウ
ミソハコベ科
198 ミゾハコベ
スミレ科
199 アリアケスミレ

53

71 クグガヤツリ
72 タマガヤツリ
73 ヒナガヤツリ
74 コゴメガヤツリ
75 カヤツリグサ
76 アオガヤツリ
77 ウシクグ
78 ミズガヤツリ
79 マツバイ
80 セイタカハリイ
81 クリハリイ
82 コツブヌマハリイ
83 ヒンジガヤツリ
84 ホタルイ
85 マツカサススキ
86 フトイ
87 カンガレイ
88 アイバソウ
89 アブラガヤ
サトイモ科
90 カラスビシャク
ホシクサ科
91 ヒロハイヌノヒゲ
ツユクサ科
92 ツユクサ
93 イボクサ
ミズアオイ科
94 ミズアオイ
イグサ科
95 ヒロハノコウガイゼキショウ
96 イ
97 タチコウガイゼキショウ
98 コウガイゼキショウ
99 アオコウガイゼキショウ
100 クサイ
101 ヒライ
102 スズメノヤリ
ユリ科
103 ノビル
104 サルトリイバラ
ヤマノイモ科
105 ヤマノイモ
アヤメ科
106 キショウブ
ラン科
107 ネジバナ
双子葉植物
（離弁花類）
ドクダミ科
108 ドクダミ
ヤナギ科
109 カワヤナギ
110 ミチノクシロヤナギ
111 イヌコリヤナギ
112 オノエヤナギ
113 タチヤナギ
クルミ科
114 オニグルミ
カバノキ科
115 ハンノキ
ブナ科
116 クヌギ
ニレ科
117 ケヤキ
クワ科
118 カナムグラ
イラクサ科
119 エゾイラクサ
ウマノスズクサ科
120 ウマノスズクサ
タデ科
121 ミチヤナギ
122 イタドリ
123 ヤナギタデ
124 オオイヌタデ
125 イヌタデ
126 ヤノネグサ
127 ボントクタデ
128 アキノウナギツカミ
129 ミゾソバ
130 スイバ
131 ヒメスイバ
132 ナガバギシギシ
133 ギシギシ
134 エゾノギシギシ
135 シロバナサクラタデ

植　物　目　録

シダ植物

トケサ科

1　スギナ

2　イヌスギナ

ハナヤスリ科

3　ヒロハハナヤスリ

オシダ科

4　クサソテツ

5　コウヤワラビ

6　ヒメシダ

種子植物

被子植物

単子葉植物

ガマ科

7　コガマ

8　ガマ

9　ヒメガマ

オモダカ科

10　ヘラオモダカ

11　サジオモダカ

12　アギナシ

13　オモダカ

トチカガミ科

14　ミズオオバコ

イネ科

15　アズマネザサ

16　ヤダケ

17　カモジグサ

18　ヌカボ

19　スズメノテッポウ

20　ハルガヤ

21　コブナグサ

22　トダシバ

23　ヤマアワ

24　カモガヤ

25　メイシバ

26　アキメイシバ

27　イヌビエ

28　ケイヌビエ

29　タイヌビエ

30　オイシバ

31　カゼクサ

32　ニワホコリ

33　オニウシノケグサ

34　ウシノシッペイ

35　コウボウ

36　チガヤ

37　チゴザサ

38　カモノハシ

39　アシカキ

40　エゾノサヤヌカグサ

41　ネズミムギ

42　オギ

43　ススキ

44　ヌカキビ

45　オオクサキビ

46　スズメノヒエ

47　チカラシバ

48　アイアシ

49　クサヨシ

50　オオアワガエリ

51　ヨシ

52　キンエノコロ

53　エノコログサ

54　ムラサキエノコログサ

56　マコモ

57　シバ

カヤツリグサ科

58　ミノボロスゲ

59　エナシヒゴクサ

60　アオスゲ

61　アゼナルコ

62　カサスゲ

63　ビロードスゲ

64　ヤガミスゲ

65　ミコシガヤ

66　グレーンスゲ

67　コジュズスゲ

68　アゼスゲ

69　チャガヤツリ

70　ヒメクグ

旧北上川下流河川敷の植物について

佐々木　豊

北上川と石巻の産業、経済の発展との関係についてはよく論じられるが、あまりにも当然であると思われているからであろうか、北上川が文字通り石巻の土台を作ったのだということはあまり話されることがないように思われる。旧北上川の最下流にある石巻市の市街地のほとんどは、北上川をはじめとする迫川、江合川などを含む北上川水系の川によって運ばれた土砂が堆積してできた土地の上にあるのである。

新しく土地ができた時、人々がすぐそこに住むということはまずないであろう。そこに水と空気と日光があれば、まず植物が生活を始めるのが自然というものである。

川村孫兵衛が川を掘ったところも、われわれの先祖が田畑を開いたところも、家を建てて町をつくったところも川が運んだ土砂や石ころだけの裸地だったわけではない。開発される前は、自然な植物が生えていたに違いないのである。

人は自分を生んでくれた土地をふるさとと呼ぶ。生んでくれた土地がふるさとなら、石巻にもふるさとがあるはずである。もちろん、石巻のふるさとはよその土地にあるわけはない。石巻ができる前の自然の姿が石巻のふるさとだというのである。もし、そういう自然があるなら、人がふるさとを大切にするように、石巻のふるさととして大切にしなければならないのではあるまいか。

旧北上川河川敷の自然はそういう石巻のふるさとのひとつなのである。現在の市街地の時間をさかのぼれば、そこには必ず北上川水系の河川がつくった土地の自然に行き当たるはずである。その自然のおもかげをさがす手がかりを残しているのは、ここに生えている植物たちなのである。

石巻の市史を編さんするということは、石巻のふるさとをさぐることでもあろう。そう考えて、石巻市の土台をつくってくれた大切なふるさととして旧北上川河川敷の植物調査を数年前から行ってきた。

調査はまだ終っていない。従ってこの目録も不完全なものである。そればかりではない。この目録に入っている植物で、その後、護岸工事や堤防工事その他で失われてしまったものがかなりある。

工事などで失われる植物は、石巻のふるさとの本来の住人であることが多い。それに反して、工事後に見られる植物のほとんどは、外来の植物である。石巻のふるさとは、ここでも失われようとしていると言ってよい。

この目録を発表することが、旧北上川河川敷の自然のことを考え、大切にするために少しでも役立てばうれしいことである。

座　談　会

「市史編さんに関する構想と問題点」

かねてから、市史編さんに関する委員各自の構想や課題などについて話し合い、記録にとどめてはどうかという声があったので、昨年8月25日午後6時30分～同10時の間、市図書館視聴覚室において標記座談会を開催した。以下は、当夜の出席者各位の発言内容を要約したものである。

（文責在　橋本）

出　席　者　氏　名（順不同、敬称略）

佐藤雄一、毛利　伸、佐々木豊、木村敏郎、石垣　宏、
鈴木東行、石島恒夫、鈴木敏春、千葉賢一、橋本　晶

○佐藤　昭和38年3月に刊行が完了した石巻市史全六巻は、刊行いらい今日に至るまで大きな役割を果たしてきているが、私たちは、それをのりこえるような新市史を編さんするために依嘱されたものと受けとめ、責任の重大さを痛感しながら日夜調査研究に努めているところである。皆さんは、それぞれ独自の構想を練りながら、それぞれの困難な課題と取り組んでこられたことと思う。

今夜は、それらについての忌憚のないお話し合いをしていただき、今後の展開に役立てたいと思う。その前に、まず、新市史編さんの契機となった当時の経緯について編さん室の方からご報告願いたい。

○橋本　昭和47年11月初旬、市庁舎で開かれた「市制施行40周年記念事業策定」に関する部課長会議の際、市教委関係記念事業の提案者だった私は、(A)カンタータ「大いなる故郷・石巻」（石島恒夫作詩・小杉太一郎作曲）の公演、(B)新市史の編さん・刊行を提案し、万場一致の賛同を得たが、(B)の趣旨については、

(1)、旧市史の刊行終了後の、石巻地方をも含む全国各地における相当数におよぶ遺跡の発掘調査、各種史料の新発見と、それらの具体的な検証に基づいた研究成果の積み重ねは、わが国の考古学・歴史学の画期的な進展をもたらした。その結果、石巻市の原始古代～近代史もまた見直しや書き改めを要求される事態にまでたち至っている。

(2)、旧市史の現代篇は、主として昭和31年以前の行政資料等に基づいたものであるため、石巻市が国の「北上特定地域総合開発計画」の指定地域に編入された後における工業港・新漁港の建設、開港や広域行政の推進、公共下水道や河口橋橋の建設事業をはじめ、産業経済、社会福祉、教育文化各般の向上発展、あるいは広範な都市化現象の進行その他万端にわたっての過去数世紀分にも匹敵するような石巻市の社会変貌の様相はまったく記録されていない。

こうした観点から、各界各層市民に対し、原始古代～現代に至る郷土石巻の歴史的発展のすがたについての正しい認識や理解を促すと共に、郷土愛の涵養と、将来の大石巻市建設への意欲の高揚に資するため、市制施行50周年にあたる昭和58年の刊行完了を目標とする新「石巻市史」の編さん、刊行をとりあげられてはどうか。

というような口頭説明を行なった。

その際、趣旨そのものについては万場一致の賛同を得られたものの、事務担当課の問題については、「市史編さん・刊行は、市としての大事

業であるから、担当課は旧市史の場合と同様に総務部庶務課とし、各部と緊密な連繋のもとに進めるべき」という私の要望は、当該課長から強硬に拍絶されたという経緯がある。その後、昭和52年度要求予算（図書館費、項市史編さん事業費）添付の説明書に〈Ⅰ趣旨　Ⅱ基本方針　(1)目的、(2)各篇の構成、(3)分析課題のあらまし、(4)市史著述上の留意点、Ⅲ年次計画の概要〉を記述した（同説明書のコピーは、後に昭和52年7月1日づけで依嘱された市史編さん委員の第一回会議の席上、委員各位に対し、タタキ台用としてさしあげた。）

その後は定例会議の開催、市内外に所在の各種史料の調査・収集・研究、委員対市民、委員対学者・研究家間のパイプ役を果たすための「市史編さん資料集・伊寺水門」の継続刊行が進められてきた。前掲Ⅱの(3)「分析課題」中には○縄文式文化時代から弥生式文化時代への移行期の問題○弥生式文化時代から古墳時代への移行期の問題なども挙げておいたが、過般の、委員の皆さんの「越田台遺跡」の発掘調査によって一条の曙光がもたらされた感があり、今後のご研究に期待したい。

○佐藤　では、「自然」について佐々木委員からお話を伺いたい。

○佐々木　旧市史には〝生物的自然〟の記述がぬけているが、いろいろな意味で〝自然的環境〟が問題視され続けている今日、それぞれの時代における人間の生産活動がもたらした自然の変化、あるいは、人間の衣食住と自然とのかかわり合いのさまざまなど、それこれをひっくるめた〝生物的自然〟は重視されるべきであり、その解明に努力を重ねていきたいと思う。

土壌があり、そこに気象が働いて植物が繁茂し、その植物を人間が衣食住生活に利用してきたわけである。江戸時代の各郡村々の「風土記御用書出」中に記された神社・仏閣の屋根が板葺きであったり、萱葺きであったり、木っ端（杉の皮）葺きだったりするが、それも周囲の自然的環境と無縁ではなかったはずである。

動物的環境についても、この地方は古来、鹿や狐、狸、猪などが多かったものと思われるが、たとえば、川村孫兵衛が北上川の瀬替えを行なったという江戸時代初期の河川の状態がどうであったか〝――と共に、動植物の状態がどうであったか――も追求すべきであろう。そのためにはまず、現在の石巻の植生をはじめ、あらゆる自然的環境をしっかりと把握する必要がある。でなければ、以前の状態をつきとめることはできぬと思われる。

○佐藤　続いて木村委員から、先史古代篇についてお話願いたい。

○木村　先史古代篇についての基本的な問題は、戦後このかたの全国各地における発掘調査の成果をふまえたところの、考古学・歴史学上の科学的な立場から見つめ直し、既成概念をつきくずしながら究明していく点にあり、旧市史中では最も改訂を要する部分ではないかと思う。

最近刊行された他県・他市の県史・市史、および各種発掘調査報告書の検討、参照や、市内各遺跡の表面調査によってもある程度は書けるものの、それでは大方の期待を裏切ることとなろう。

そもそも、新市史の各篇には、それぞれ目玉となるものに力点をおいた〝ヤマ〟があるべきだと思う。先史古代篇の場合には、いうまでもなく「沼津貝塚」があり「毛利コレクション」がある。先史時代の石巻地方における人間の生活の態様を具体的に解明するためには、遺跡、特に「沼津貝塚」の本格的な発掘調査が必要である。そして、その調査研究を〝一つの事業〟としてとらえ、推進したいと思う。

さいわい、近く文化センターの建設も予定されており、縄文式文化の貴重な資料の数々を展示して市民にナマの学習教材を提供できることとなるし、学者・研究家に稗益するところも多大なものがあろう。

先ほど編さん室からもお話の出た縄文―弥生、古墳―奈良などの移行期の問題の解明にしても、該当遺跡の発掘調査が何よりも大きな力となるにちがいない。つまりは具体的資料で実証することが大切である。

○佐藤　次は、私の担当の「中世篇」であるが、やはり、問題点が少なくない。石巻の中世といえば、どうしても「葛西史」が眼目となってくる。初代清重の事績を詳述した『吾妻鏡』は信頼度の高い史料とみられているが、清重・武治・晴信らの事績を記した『葛西実記』『葛西盛衰記』『奥州葛西記』などの信憑性については諸説紛々である。

まず、清重の石巻への来往や日和山築城があり得たのかが、疑問。彼が平泉を中心として活動した事実は『吾妻鏡』によって明らかである。私が昨年夏国立史料館で撮影してきた『葛西氏考拠雑記』は、江戸時代の写本であるため問題なしとはしないが、同書には、〈昔ノ葛西殿ハ平泉葛西屋敷ニ住居ニテ、国大名ト成、其ノチ登米郡寺池城ニ居住アリト也。石巻城ハ出張場所ト云。清宗殿石巻鹿島山ヲ出張之城ニ築玉ヘル由ナリ……〉と記されている。しかし、石巻の人々は清重の日和山築城説、石巻中心の活動説に執着したがるのがならいである。

一方、たとえ伝承ではあるにせよ、清重が石巻へ〝船で来た〟という点に注目すべきであろうと思う。北畠顕家・顕信兄弟も海路石巻入りしたと伝えられるが、中世の海上交通は、関東～東北の海岸づたいの航路によったのではないか、あるいはまた、清重の到着後における祝宴の際の、盃に柏の葉が落ちて来たという伝承についても、着岸した港における祝宴であったのか、それとも真野村における祝宴だったのか、なお、葛西氏の家紋「三っ柏」は「三っ葉柏」か、「三つ柏」か、また、胆沢郡大森城の城主柏山伊勢守の家紋「三つ柏」を清重が譲り受けて家紋にしたという伝承はどうなのか、など、数々の疑問が残る。

ところで、石巻地方に散在する板碑は総数五〇〇基以上に達するものと推定されるが、私の調査によれば、造立年代は「文永」が上限でありおそらく、〈文永・建治・弘安〉あたりがこの地方における板碑造立の初発期であろうと思われる。この時期は、実は、関東武士団が本格的な東北経営に乗り出してきた時期とほぼ一致する。つまりは、地頭同士の所領相続、および経営にまつわる相論の激化の時期とぶつかるわけで、なかには、東北経営に見切りをつけ、東北の所領と西国の土地とを交換して西国経営に専念する地頭も出ていた。そういうもろもろの経緯を、「板碑」という具体的資料によって解明することができれば、石巻地方の一般の人々の理解も得られ易いのではなかろうか。

結局のところ、葛西氏のことは中世史上のほんの一部であって、人間集団と自然とのかかわり合いを通じて、たとえば、「堤」を中心とした農地・山林と集落のすがたなどの考察をとおして、石巻地方の中世史の一端を窺い知ることができるのではないか。堤や谷田を中心として考えていく場合には「前田」という地名も見逃せないものの一つであろう。一般の人々の目にふれることのまれな中世関係諸史料を一括、集大成して紹介できれば幸いである。ただし、現在の私の構想と資料に基づく記述は、結局、〝ナゾを投げかける中世史〟の形になりそうと思われる。

○佐藤　次に、石垣委員から近世篇についてご報告願いたい。

○石垣　石巻の近世史に関する資料は厖大にある。あり過ぎるほどかも

しれない。これを整理し、編集して市民の近世史理解のために提供することが役目だと思う。今日の石巻市の都市的性格の基盤は江戸時代に形成されたものと考えられる。金華山沖で寒流と暖流がぶつかるように、多様な文化が入り込み、定着し、発展してきた石巻の近世史上の特色といえば、水運、海運、農業、漁業、石材業、鋳銭や製塩の事業など多彩な産業の関発と伸展がみられた点であろう。

そこで、近世篇の記述は次の三本の柱を中心として進めていきたいと考えている。すなわち、(1)通史のなかの近世史、(2)資料篇、(3)分野別の近世史。そのため、旧市史の関係部分の見直しを行なうこと、その後における新発見の資料の利用や紹介が眼目となってくる。結局のところ(1)は一般向け、(2)は専門家向け、(3)は両者向けのものといえよう。

次は時代区分の問題であるが、これは個人的な見解にとどまるものではなく、編さん委員会としての統一見解をもって臨みたいと考えているなおまた、石巻の近世史のナゾとされることがら、たとえば、川村孫兵衛以前における北上川の流路の問題、政宗の遣欧船サン・ファン・バプチスタ号の造船地の問題などについても、委員会の統一見解に基づいた記述を進めたいと思う。

しばらく前から、機会をとらえては自説を発表し、学者や研究家の批判を仰ぐことを試みているが、立場や環境を異にするかたがたの批判には、私自身稗益されることが多く、今後とも続けていくつもりである。

○佐藤　次に、鈴木委員から「民俗」についてのお話をお願いしたい。

○鈴木　文字をもたない〝常民〟が、日本の歴史の土台を築きあげてきたわけであり、石巻地方とても例外ではない。この地域に散在する民具の採集をはじめ、民俗各般の調査研究の積み重ねからそれを解明していくのが私の役目と考え、努力し続けてきたところである。

東廻海運の拠点港であった石巻の「江戸廻米」事業のにない手、船頭や水主の出身地は石巻周辺の漁村だったとされている。中でも小竹浜などは、流れの早い海流に面した漁村であり、古来、〝海〟に関する豊富な知識と経験なしでは漁業経営ができないところであった。漁民たちの不断の研究、創意工夫、および勇気とが、いろいろな欠陥をもった和船による航海のうえに大きな貢献をもたらしていたのではないか、そして漁具、漁法の改良などから窺われる漁民の知恵とかエネルギーが、ひいては江戸廻米の拠点港石巻の発展に寄与していたのではないかと思う。

市内真野・日向地区の民具調査の際、稲扱き用の「千歯コキ」が数種みられたが、その中の幕末期までのものは地元の鍛冶屋の製品で、明治以降のものは福井県早瀬地方の製品が見られるようになる。地元の工業製品（マニファクチュア段階）が、関西など先進地のマスプロ段階に入った製品に圧迫されていくという生産・流通の過程など、物をとおして歴史を見る面が旧市史には欠けていた。

動植物と人間生活とのかかわり合いにしても、昔は和船のカツオ釣りに鹿角製擬似針が使われ、イシャリ（たこ釣り具）に弾力性の強いソゾメ（忍冬科の落葉潅木ガマズミ）を採用している点なども、三陸沿岸の漁民の繊細かつ精巧な技術のあらわれとみるべきであろう。

なお、市内で比較的に古い習俗を温存しているのは稲井地区や荻浜地区である。月浦の出産儀礼などをみても、(1)出産間近かの妊婦の親類の人が、「山の神を迎えに行く」と言って山の神の碑前へ行き、それをおんぶする格好をして妊婦の家へ戻り、(2)神棚のローソクに点火し、それを拝んで出産する。(3)出産が無事に終わると、また、山の神を背負う格

好をして親類の者二人が山の神の碑前まで行き、山の神を送って家に戻って来る。これも、肉体に祖霊（みたま）が入って初めて人間になる、という日本常民の霊魂観の具体的なすがたとしてみることができる。そのほか石巻市内の正月・盆の年中行事や通過儀礼などをとおしても〃日本人の心〃がとらえられると思う。

○佐藤　次に、石島委員から「芸能」についてお話願いたい。

○石島　しばらく前のことだが、東北放送から「石巻鋳銭場」に取材したラジオ・ドラマの脚本制作を依頼されたとき、旧市史の「鋳銭史」を参考資料にしたいと思った。しかし、同書には典拠が示されていないため、市史の記述の前後を知りたくても不可能で、閉口させられた。

今日でいう「郷土芸能」は、以前は「民俗芸能」と呼ばれ、さらに、昭和初年当時には「民俗芸術」と称されていた。新市史の「芸能篇」はその、「民俗芸術」の原点に立ち戻って、単なる表面的な資料紹介ではなく、文化史な面、曲・詩・舞い・楽器などの分類、分析や演出面にまで踏みこんだ解明がなされるべきではなかろうか。その意味あいでは、本田安次博士の諸著作が最も貴重な参考資料になり得るだろうと思う。

石巻地方に数多く遺存する「神楽」についても、古代―中世―近世―近代―現代の芸能史、および地方民の生活や宗教とのかかわり合いなど幅の広い角度からの考察と実証が必要だと思う。なおまた、芸能の場合には、単に市史に記録をとどめるだけでなく、保護育成の面、すなわち〃保存〃についても行政・民間の両者提携による推進が望ましい。

○佐藤　以上で、報告事項は終わりとし、次に、時間の許す限り、雑談のかたちの中で、日ごろの研究上のこぼれ話などをご紹介願いたい。

○木村　十数年前、総理府編集の写真雑誌「フォト」の都市紹介欄の『石巻』の見出しに、〈北上川と共に生き、黒潮にいどむ石巻〉とあったが、石巻の歴史的風土の性格を適切に表現したタイトルだと思う。先史古代の場合も、「古稲井湾」周辺の風土は精密に考察されるべきだし、沼津をはじめとする諸集落の全体構想が究明されなければならない。

〃先史古代の日本〃の中の、東北の中の、そして宮城県の中の「沼津」の位置づけを究明するために、文化センター構想ともからむ「沼津貝塚発掘調査計画」（市教委策定）は、ぜひ実施に移してもらいたいと思う。

沼津といえば、以前に〃穂摘み用石庖丁〃が一個出土しているが、当時は狩猟や漁撈が主体であったにせよ、晩期のころには、水稲とは別種の作物の栽培があり得たのではないか、と思われる。

先般実施した「越田台遺跡」の発掘調査の際、八世紀前―後期の栗囲式土師器の破片が多量に出土している点から推せば、奈良時代初期にはこの地域に大集落が存在したのではないか。「和名抄」にいう余部卿はあるいは、沼津―越田台周辺の集落をさしたのではないか、とさえ思われてくる。

○佐藤　川村孫兵衛による北上川下流瀬替えの以前は、今の牡鹿郡の平地に田らしいものはなく、山あいにしか存在しなかったと思う。岩手県でも胆沢郡あたりの山あいの方に収穫量が多かったようだ。

○佐々木　中世の領主は米谷のような山間部に居館を築いて生活していた場合が多いと思う。

○石垣　遺構からみる限り、地域民は北上川自然堤防上に集落を作り、住んでいたはずである。

○鈴木　水沼の西沢地区の調査では、昔は木製の樋を使って沢水をせき止め、潅漑用水に利用していた形跡がある。

○佐々木　地名で「田」のついているところ、あるいは「根岸」のようなところは中世の発祥、「谷地」や「新田」、「町」は近世のものと思われる。石巻地方では稲井地区に古い地名が多い。沼の開懇は近世以降ではないか。「袋谷地」その他、「谷地」の開懇に関する調査資料などはないものだろうか。

○石垣　寛永年間以降の「検地帳」の徹底的な分析から得られるのではないかと思う。

○木村　稲井地区の真野や水沼には、条里制の遺名「坪」が現存するが条里制の施行後、その当時としては大規模な土木工事が行なわれたものの、中世に荒地化して行ったと考えられないだろうか。石巻地方の場合は地名や板碑、検地帳の調査研究からある程度はつかめるものと思われるが、近世においては、一円支配の領主による大規模な土木工事で平地の開発が行なわれたことと思う。

○佐藤　潅漑のための水利権をだれが握っていたのか――キイポイントになるだろう。たとえば、稲井地区の鷲巣―前田間の沼・堤の管理権は本木氏が握っていたという事実が判明しており、こうした面から古い耕地のすがたがつかめるものと思われる。

○木村　水沼の亀山家にある享保年間の「当人数改牒」によれば、五人組の人数が五人ではなく七・八人で、大家族構成化しつつあったことが窺われるが、古い人別帳に基づいた本家・分家の聞き取り調査を継続的に実施していけば、その集落の態様が把握できるのではないかと思う。

○鈴木　構組織の調査、××屋敷などの字名の調査、同族集団の象徴である屋敷神の調査によっても、ある程度はつかめるだろう。

○木村　牡鹿半島方面の入浜権をめぐる網場争論頻発の時期と、先刻お話の出た水沼の人別帳にみる農村家族集団の解体・変質の時期とが一致するのは興味ぶかい。農村の消費水準の向上に伴う魚類の消費量増大を物語る事象ではないか。万石浦の塩の生産量拡大と渡波の入浜権をめぐる争論も無関係ではないと思う。消費生活といえば、西廻り海運の拠点だった山形県酒田港へ移入された京都の古着が、藩境を山越えして尿前―鬼首―古川―というコースで県内の木綿問屋に入っている例もある。

○石島　東北新幹線の開通で最も恩恵を受けているのは岩手県だといわれているが、昔も、東北の先進地は岩手県だったようで、芸能関係にしても、京都あたりから岩手県に伝わり、定着したものが、後に浜づたいに南下して宮城県へ入って来ているというケースが多い。

○佐藤　牡鹿半島のどんな漁村にも、また、石巻周辺のどんな辺鄙は部落にも板碑がみられるところからすれば、中世にも、海路によって関東関西の文化がこの地方にもたらされたのではなかろうか。

○鈴木　宮城県では一個所という祝田浜の阿部家の両墓制なども、若狭地方あたりに盛行をみたという点からすれば、やはり西方の宗教文化の渡来であろうが、今のところ来源はさだかでない。

○佐々木　石巻市内の古い寺院の建築様式は安土桃山風のものが多いが五十鈴神社が内陸部になく、沿岸部に限られているのはどういうわけなのか。神社と境内林の関係も今後の調査研究の対象であろう。

昭和五十八年三月二十日　印刷
昭和五十八年三月三十日　発行

石巻市史編纂資料　伊寺水門　第六集

編集　石巻市史編纂委員会
発行　石巻市教育委員会
発行所　石巻市図書館
印刷所　㈱鈴木印刷所